

令和7事業年度

ディスクロージャー誌



JA なす南イメージキャラクター「なすみん」

令和8年6月

あした ひら
明日を拓く…地域と共に

 **JAなす南**

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J Aなす南は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当 J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌として本冊を作成いたしました。

皆さまが当 J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 6 月 那須南農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

J Aのプロフィール

◇設 立	平成 11 年 3 月	◇組合員数	12,045 人
◇本店所在地	那珂川町白久	◇役員数	25 人
◇出 資 金	11 億円	◇職員数	175 人
◇総 資 産	1,016 億円	◇支 店	4 支店
◇自己資本比率	20.11%		

目次

ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	2
4. 令和7年度事業の概況	7
5. 金融商品の勧誘方針	9
6. 利益相反管理方針	10
7. 金融円滑化にかかる基本的方針	11
8. お客様本位の業務運営に関する取組方針	12
9. 農業振興活動	14
10. 地域貢献情報	16
11. リスク管理の状況	18
12. 自己資本の状況	23
13. 主な事業の内容	24
(1) 主な事業の内容	
(2) 系統セーフティネット(貯金者保護の取り組み)	

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	36
2. 損益計算書	37
3. キャッシュ・フロー計算書	39
4. 注記表 (令和6年度注記表)	41
(令和7年度注記表)	51
5. 剰余金処分計算書	61
6. 部門別損益計算書(令和6年度)	63
(令和7年度)	64
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	65
8. 会計監査人の監査	65

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	66
2. 利益総括表	66
3. 資金運用収支の内訳	67
4. 受取・支払利息の増減額	67

III 事業の概要

1. 信用事業	68
(1) 貯金に関する指標	
(2) 貸出金等に関する指標	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
(5) 有価証券等の時価情報等	
(6) 預かり資産の状況	
2. 共済取扱実績	74
(1) 長期共済保有高	

(注) 本冊における表中の数値は単位未満切り捨てのため、合計に相違があります。

(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 主要事業取扱実績	76
(1) 購買品取扱実績	
(2) 販売品取扱実績	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) 指導事業取扱実績	
(5) 加工事業取扱実績	
(6) 利用事業取扱実績	
(7) 福祉事業取扱実績	

IV 経営諸指標

1. 利益率	79
2. 貯貸率・貯証率	79

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	80
2. 自己資本の充実度に関する事項	82
3. 信用リスクに関する事項	85
4. 信用リスク削減手法に関する事項	90
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手 のリスクに関する事項	91
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	91
7. CVAリスクに関する事項	92
8. マーケット・リスクに関する事項	92
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	92
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	92
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	93
12. 金利リスクに関する事項	93

【役職員の報酬等】

1. 役員	96
2. 職員等	96
3. その他	96

【JAの概要】

1. 機構図	98
2. 役員構成(役員一覧)	99
3. 会計監査人の名称	99
4. 組合員数	99
5. 組合員組織の状況	100
6. 特定信用事業代理業者の状況	101
7. 共済代理店の状況	101
8. 沿革・あゆみ	102
9. 店舗等のご案内	103

ごあいさつ



本日ここに第 27 回通常総代会を開催するにあたり、日頃皆様から寄せられておりますご協力、ご支援に対し、厚く御礼申し上げます。

さて、当JAを取り巻く経営環境は、物価や金利の変動、農業を巡る構造的な課題などにより、引き続き厳しい状況が続いております。こうした中、当JAにおいても債券市場における金利上昇の影響を受け、保有する有価証券の価格が下落したことから、将来にわたるリスクとなることを考慮し、有価証券の一部についてロスカットを実施いたしました。その結果、当期において126百万円の損失処理を行いました。これは中長期的に安定した経営を目指すうえで、やむを得ない判断であったと考えております。

また、令和 7 年産米においても、集荷価格の上昇により前年と同様に激しい集荷環境が続き、当JAの主食用米の集荷は、前年産を 26 千袋上回る 147 千袋を集荷できましたが、出荷契約数対比は 88.5%に留まりました。

このような状況の下ではありましたが、令和 7 年度において事業利益 55 百万円、当期剰余金 57 百万円を確保することが出来ました。これもひとえに組合員・地域の皆様方のご支援の賜物とお礼申し上げます。なお、金融機関の健全性を示す指標である自己資本比率については、20.11%と引き続き安心してご利用いただける水準を確保しております。

本総代会では、令和 7 年度の事業報告および決算、令和 8 年度の事業計画など、当JAの今後の運営に関わる重要な議案をご審議いただきます。現下の厳しい情勢を正面から受け止めつつも、将来を見据えた内容としておりますので、何卒慎重なご審議と忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも、役職員一同、総代の皆様、そして組合員の皆様の信頼に応えるべく、健全で透明性の高いJA運営に努めてまいります。引き続き、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、組合員の皆様のますますのご健勝とご活躍、ならびに地域農業と当JAの一層の発展を祈念いたしまして、開会にあたってのご挨拶といたします。

令和 8 年 6 月 29 日

那須南農業協同組合

代表理事組合長 中山 正樹

1. 経営理念

1. 地域の自然を守り、農業を振興し安全な食糧の生産につとめます。
1. 協同組合運動を通じて、豊かな地域社会づくりにつとめます。
1. 民主的運営を基本にし、健全経営につとめます。

2. 経営方針

当JAの幅広い事業は、次の5つの基本戦略のもとに行われています。

1. 食料・農業戦略
2. 暮らし・地域活性化戦略
3. 組織基盤強化戦略
4. 経営基盤強化戦略
5. 広報戦略

3. 経営管理体制

◇経営等の執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。業務執行に当たっては法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針に基づき、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性会などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」(添付のとおり)を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

コンプライアンスに関する体制

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適正性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ロンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ロンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

〈運用状況について〉

組合の基本理念実践として、役職員の行動規範、倫理基準を定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めている。業務分掌等により各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしたうえで、諸規程の整備・運用を実施している。自主(自店)点検、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営により、不法行為の早期発見に努めている。さらに、監事による監査が実施されている。

情報管理に関する体制

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

〈運用状況について〉

情報セキュリティ基本規程および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。

リスク管理に関する体制

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

〈運用状況について〉

リスク管理方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに理事会で定期的に協議・検討を行っている。

業務の効率性に関する体制

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

〈運用状況について〉

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

監事監査の実効性確保に関する体制

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
- ④ 当組合の適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会と連携する。

〈運用状況について〉

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。県中央会と適宜連携した取組みについて監事に共有している(内部統制システムに関する重大なリスクの把握と改善、内部監査の品質向上、内部監査も活用した改善状況のフォロー)。

業務の適正を確保する体制

6. 組合における業務の適正を確保するための体制

各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。

〈運用状況について〉

自主(自店)点検等により各部署の内部統制の構築・運用をはかるとともに、内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

財務管理に関する体制

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適正な会計処理を行う。
- ② 適時・適正に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適正な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

〈運用状況について〉

経理規程・要領を整備し、適正な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めている。

会員の行動規範

制定：令和元年7月4日

改正：令和4年3月8日

全国農業協同組合中央会

1 趣旨

「JAの基本的な取り組み・行動の方向」に基づき、組合員の営農・生活を支える持続可能な経営基盤を確立・強化するため、会員自らがめざす姿ならびに経営点検および改善活動を実践するにあたって遵守する事項の共通の自主的な経営管理に関する指針として「会員の行動規範」を定める。

2 会員の行動規範

「会員の行動規範」は次のとおり定める。

(1) めざす姿

- ① 組合員等との徹底した対話を通じて、その意思反映と運営参画を図るとともに、社会の変化を捉え、JA経営の持続可能性と成長性を確保するための経営戦略を策定する。
- ② 経営戦略の達成度を測る指標に基づく自己評価・分析を行い、戦略の見直し・実践を継続的に行うための内部統制を構築する。

(2) 遵守する事項

- ① 法令等違反を発生させないコンプライアンス態勢を構築していること
- ② 内部管理態勢(内部統制・内部監査体制の確立ならびに実践)を構築していること
- ③ 経営課題の早期発見と不断かつ迅速な経営改革を通じて、組合員の営農・生活継続を支える持続可能な経営基盤を確立していること(会計監査人の監査報告書が適正意見であること(もしくは同等の内容が確保されていること)を含む)

(3) 中央会・連合会等

JAの不断の自己改革への取り組みや持続可能な経営のため、本会与連携して、支援する。

3 改廃

この規程の改廃は、本会理事会で決定する。

附則 この規程は、令和元年9月30日より施行する。

附則 この規程は、令和4年3月8日より施行する。

4. 令和7年度事業の概況

「組合員・地域とともに食と農を支える協同の力3か年計画」の初年度として、組合員・地域社会への貢献に向け、『食料・農業戦略』『くらし・地域活性化戦略』『組織基盤強化戦略』『経営基盤強化戦略』『広報戦略』の5つの戦略に基づき取り組みを進めてまいりました。

また、内部統制システム基本方針に基づき、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆様に安心して組合をご利用いただくために、適切な内部統制の構築・運用に努めました。

さらに、組合員ニーズに基づく組織・事業運営を目的に、担い手訪問や日常的な事業利用・活動参加等の機会を利用し、組合員との対話活動を進めました。

この結果、収支面では事業利益は55百万円、経常利益は96百万円、当期剰余金は57百万円を計上することができました。

自己資本比率(剰余金処分後)は、自己資本の増強(内部留保の充実)に取り組み、農林水産省令の基準を大きく上回る20.11%となり、経営の健全性を確保しています。

なお、主な事業活動と成果については、以下のとおりです。

①信用事業

貯金については、年金振込口座獲得や定期貯金等の各種キャンペーンを展開し、個人貯金の伸長に努め、個人貯金残高は86,614百万円と前年比1,153百万円の増加となりました。また、総貯金残高においては、94,211百万円と前年比1,036百万円の増加となりました。

貸出金残高については、住宅関連業者や共済代理店への紹介依頼活動および担い手メイン強化先への訪問活動により、証書貸出金の年間新規実行額は1,274百万円の実績を確保しました。個人貸出金残高は前年比211百万円減少し、13,370百万円となりました。なお、農林中央金庫劣後ローン500百万円の新規実行により、総貸出金は前年比189百万円増加し、14,402百万円となりました。

また、組合員・利用者の多様な金融ニーズの相談に応えるべく、研修会等によるスキルアップの向上に努め、提案活動を展開した結果、投資信託において247百万円の販売実績を確保することが出来ました。

②共済事業

組合員・利用者の満足度向上を目標に掲げ、「3Q訪問活動(3Qコール)」を中心に「あんしんチェック」および「はじまる活動」による全契約者フォロー活動を実践し、「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」の案内、共済未加入世帯への情報提供や訪問活動に取り組みました。しかしながら、少子高齢化による契約者数の減少、低金利による利殖商品の削減、建物更生共済の新規加入世帯の減少等により、新契約額も減少し、長期共済の保有契約高は2,287億円と前年比81億円の減少となりました。

一方、自動車共済では、万一の際に万全の保障である「クルママスター」を提案し、契約内容のグレードアップに努め、併せて継続率の向上にも努めました。契約者の高齢化、車両保有者の減少等の中でも契約件数は15,361件と前年比12件の増加となりました。

③購買事業

〈生産資材〉

生産資材については、自己改革の一環として 12 月に市況調査を行い資材価格の引下げに努め、令和 8 年産用水稲春肥料農薬(一般・大口)とりまとめにおいて肥料 7 品目、農薬 6 品目について、特別価格(値引)を設定しました。取扱高は新規就農者補助事業の供給減少により対前年比 3.5 百万円減少し、1,013 百万円となりました。

〈生活物資〉

生活物資については、耐久財(床下工事・健康器具等)が 43 百万円増加したことと、セレモニーホールの供給額が増加したことにより生活物資全体の取扱高は対前年比 54 百万円増加し、711 百万円となりました。

④販売事業

〈耕種〉

米は、米価高騰の期待感から主食用米の作付が増加し、主食用米 147,057 袋と昨年より 26,092 袋多い集荷でした。飼料用米は主食用米への作付転換により大幅に減少しました。農産販売高は需給緩和での在庫鈍化にも関わらず概算金単価が大幅に増加したことにより、前年比 644 百万円増加し、1,986 百万円となりました。

〈園芸〉

昨年続く夏の猛暑により、秋冬作の野菜・果実等出荷量に影響がありましたが、梨・いちご・なすにおいては昨年を上回る出荷がありました。また、梨においては、高単価により過去最高販売額となり、いちごにおいては、「とちあいか」の作付け面積増加、新規栽培者による部会員数の増加によって出荷量が増加し、全体で前年を約 67 百万円上回る 1,289 百万円となりました。

〈畜産〉

畜産物は、輸入コストの増加による飼料価格高騰が続いておりますが、肉牛の出荷頭数の増加、子牛価格の上昇により、畜産販売高は対前年比 78 百万円増加し、918 百万円となりました。

⑤担い手等組合員訪問活動

担い手農家を中心に、営農経済渉外員が訪問し、新規生産資材の提案や栽培指導を行い所得増大につながるよう努めました。また、常勤理事と同行訪問を行い、組合員の意見、要望等を聞き、情報を共有しました。

業績

(単位：百万円)

項目	令和6年度	令和7年度	増減
貯金高	93,175	94,211	1,036
貸出金	14,212	14,402	189
長期共済保有高	236,929	228,743	△8186
購買品取扱高	1,674	1,725	50
販売品取扱高	3,404	4,194	790

(注)購買品取扱高については、代理人取引を含む総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

5. 金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの資産運用の目的、知識、経験及び財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

6. 利益相反管理方針

当JAなす南(以下、「当JA」といいます。)は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当JAの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当JAの間の利益が相反する類型
- (2) 当JAの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当JAは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当JAが負う守秘義務に違反しない場合に限ります。)
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 当JAは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当JA全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当JAの役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当JAは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、JAなす南 総務部(0287-96-6150)までご連絡ください。

7. 金融円滑化にかかる基本的方針

当JAなす南(以下、当JAといいます。)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合は、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - (1) 関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 金融共済担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

8. お客様本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当組合では、「明日を拓く…地域と共に」を基本姿勢(スローガン)とし、総合事業の特性を生かした事業展開により、農業と地域利用者をつなぐ金融サービスの提供と地域貢献に努め、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域共生社会の実現に向け、JAバンクならではの金融仲介機能を発揮し、より信頼される地域金融機関を目標に、農業・暮らし・地域において、『なくてはならない・必要とされる存在』になることを目指しております。

この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまへの安定的な商品・サービスの提供や「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」の提供による豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会(以下、JA共済連)が、共同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA共済連ホームページをご参照ください。【原則6(注6, 7)】

1. お客さまへの最適な商品提供、共済仕組み・サービスの提供

(1) 金融商品

- お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。また、当該商品を組成する投資運用会社については、プロダクトガバナンス(適切な運営・モニタリング・品質管理等)の実効性が確保されていることを確認のうえ選定します。製販全体で組合員・利用者の皆さまの最善の利益を実現するため、JAバンク全体として、金融商品を購入した組合員・利用者の皆さまの属性および販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供・共有し密接な情報連携を行います。
- 金融商品の選定にあたっては、お客さまの資産形成・資産運用に貢献するため、長期・積立・分散投資の多様なニーズにお応えできるよう、農林中央金庫が外部評価機関を活用し、定性・定量面から選定した金融商品(JAバンクセレクトファンド)を採用いたします。また、「JAバンクセレクトマップ」を作成し、視覚の観点からも分かりやすく判断しやすい資料を提供いたします。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2 本文および(注)、原則3(注)、原則6 本文および(注2、3、6、7)、補充原則1~5 本文および(注)】

(2) 共済仕組み・サービス

組合員・利用者の皆さまが、病気、ケガ、火災、自然災害、交通事故、農作業等、日常生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう専用携帯端末を用いて、最良の共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み(例:外貨建て共済)は提供しておりません。【原則2 本文および(注)、原則3(注)、原則6 本文および(注2、3)、補充原則1~5 本文および(注)】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

- ・ お客さまの金融知識・経験・財産、およびニーズやお取引の目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたし、属性・適合性を判断したうえで販売します。【原則 2 本文および(注)、原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および(注 1、2、3、4、5)】
- ・ お客さまの投資判断に資するよう、ご提案の際には「JAバンクセレクトファンドマップ」や投信提案アプリ、重要情報シート等を活用のうえ、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。【原則 4、原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】
- ・ お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則 4、原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】

(2) 共済の事業活動

- ・ お客様の加入目的、収入・資産や家族構成に照らして、公的保険制度を踏まえた最適な保障・サービスをご提案します。【原則 2 本文および(注)、原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】
- ・ ご契約をいただく際には、お客さまのご意向の確認を徹底し、その契約内容を正しく理解いただけるよう、丁寧な重要事項説明(契約概要・注意喚起事項)を行います。【原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および【注 1、2、4、5】
- ・ 特にご高齢のお客様に対しては、より丁寧に分かりやすく説明するとともに、ご家族を含めて十分にご理解、ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族に同席いただくなどきめ細やかな対応を行います。【原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および【注 1、2、4、5】
- ・ なお、保障の加入にあたり共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料はございません。【原則 4】

3. 組合員・利用者本位の各種手続きやアフターフォローの実施

当組合は、各種手続きの実施の際には組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を実践し、その後も安心していただけるよう定期的な接点づくりを通じたアフターフォローに努めます。【原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および【注 1、2、4、5】

4. 組合員・利用者の「声」を活かした業務改善

当組合は、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声(お問合わせ、ご相談・ご要望、苦情等)」を組合内で共有し、より良い対応ができるよう、業務改善に取り組みます。

5. 利益相反の適切な管理

お客さまへの商品選定、保障選定にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、組合員・利用者の皆さま利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則 3 本文および(注)】

6. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合は、組合員・利用者の皆さまの信頼を獲得し、満足していただける最適な金融商品・共済仕組み・サービスの提供を行うため、階層別研修による指導やインストラクターによる同行訪問、証券外務員資格取得を積極的に推奨することにより、組合員・利用者の皆さまの多様な資産運用や保障ニーズに応え、資産形成・資産運用・保障・サービスに精通した担当者を幅広く育成し、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を確保することにより、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則 2 本文および(注)、原則 6(注 5)、原則 7 本文および(注)】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2024 年 9 月改訂)との対応を示しています。

9. 農業振興活動

(1) 農業関係の持続的な取り組み

①持続可能な食料・農業基盤の確立

耕種品目については、温湯消毒種子利用による減農薬栽培や無人ヘリ及びドローンによる病虫害防除をすすめて、良質米生産に取り組むと共に、水田をフル活用するため、需給調整米（政府備蓄米・加工用米・飼料用米）、麦、大豆等の作付けを推進し所得増大と生産拡大をすすめています。

園芸品目については、11品目、年16回のは場見学会を開催し、新規栽培者を増やす取り組みを行っています。また、パイプハウス・果樹棚導入支援事業を導入し、園芸品目の作付面積拡大推進に取り組んでいます。

畜産については、繁殖雌牛の飼養管理、子牛育成から肥育牛出荷までの一貫した飼養管理について現地検討会を通して生産者に周知しました。また、繁殖雌牛の放牧による荒廃地解消や労働力の軽減に取り組んでいます。

農業者の労働力不足を解消するため、無料職業紹介事業の取り組みを行っています。

②安全・安心な農産物づくりへの取り組み

食の安全・安心に対する消費者・実需者のニーズ・期待に対応するため、販売する農産物について適正な生産管理と生産履歴の記帳を実施しています。生産履歴記帳では、生産履歴アプリ「あい作」の導入を推進する事で農業者及びJAのIT化に取り組めます。また、GAPの導入も積極的に取り組んでいます。

ポジティブリスト制度への対応としまして、農薬使用基準の遵守、飛散防止対策の周知など、農薬の適正使用にも取り組んでいます。また、耕畜連携による土作りや減農薬栽培・減化学肥料栽培など、環境と調和した農業を進めています。

③担い手・新規就農者への支援等

意欲的な担い手や新規就農者・定年帰農者等、幅広い農業者を支援しております。

梨・いちご・にらの新規就農希望者へ対し、農作業体験会やとちぎ農業マイスターによる栽培指導を中心とした南那須アカデミーを令和3年度から開講して支援強化に努めています。

④地産地消・食育の取り組み

将来を担う子供たちに食農教育の一環として、地場農産物の「学校給食」への供給、バケツ稲作りセットの配布、青壮年部と連携した保育園児のさつまいも苗の定植・収穫の体験等を実施しています。

また、「田植えツアー」・「稲刈りツアー」の受入、「みんなのよい食プロジェクト」等、一般消費者を含め、農業の大切さに対する理解を深める運動を進めています。今後も地産地消の促進に向けた運動を展開し、生産者と消費者の信頼づくりを推進いたします。

⑤生産資材価格引き下げと低コスト生産技術の確立・普及

出向く体制と経済店舗の情報発信機能の強化により季節ごと・品目ごとの営農情報を発信・提供し、提案型生産資材の推進に努めています。また、春肥料・農薬予約申込時には個別相談会を実施し、コシヒカリ専用肥料「ひとふりくん1号」や水稻除草剤、育苗箱処理剤の特別価格での予約とりまとめを行いました。

市場価格に対応した価格設定及び実績値引き制度により、生産資材価格低減を図るとともに、全農等と連携し低コスト生産技術の普及推進を図り、生産コストの低減に努めます。

⑥農業関連融資の状況

担い手ニーズへの対応と農業資金の融資伸長に向け、ローンセンターを拠点とし、支店・営農経済渉外等と連携をとりながら利用者に合わせた提案型相談活動を進めております。

(2) 地域密着型金融への取り組み(農業者等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況を含む)

①農業者等の経営支援に関する取り組み方針

当JAでは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適正な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本的方針等を定め取り組んでおります。

②農業者等の経営支援に関する態勢整備

当JAでは、ご利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し、円滑に対応することが出来るよう、態勢を整備しています。

③農業者等の経営支援に関する具体的な取り組み

当JAでは、農業者等の経営支援に関する具体的な取り組みとして、下記のような取り組みを実施しています。

ア. 農業者をはじめとした地域活性化のための融資などの支援

- ・生産者と消費者をつなげる場の設定
- ・原油価格や物価の高騰等により、生産コストが上昇し、経営状況に影響のある組合員への融資

イ. 担い手の経営発展等に応じた支援

- ・国や地方公共団体との連携による農業施策の活用
- ・営農担当者による営農技術指導や適正農薬指導の実施
- ・新規栽培者等を対象としたほ場見学会の開催
- ・南那須地域新規就農者支援対策協議会と連携した新規就農者育成への支援
- ・負債整理資金の提供による償還負担の軽減

ウ. 農業者をはじめ地域の情報を活用した地域貢献

- ・女性や高齢者の携わる農産物加工所への支援等
- ・Aコープ商品を用いた料理教室の実施
- ・地域の教育機関と連携した食農教育事業の展開

10. 地域貢献情報

(1) 地域貢献に対する考え方

当JAは、那須烏山市、那珂川町、市貝町大字竹内・見上・塩田、茂木町大字河又、大田原市佐良土を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される協同組織です。当JAでは、「明日を拓く…地域と共に」をスローガンに、運営・経営にあたっております。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆様方や地方公共団体などにもご利用いただいております。

また、JAの総合事業を通じて地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

当JAでは、平成 26 年に事業継続計画(BCP)における基本方針(大規模災害に対する対応方針)を策定し、災害時においても事業継続を行うことに最大限努めております。

(2) 地域からの資金調達の状況

貯金・積金平均残高

組合員等	78,112 百万円
(うち地方公共団体等)	4,784 百万円)
その他	14,788 百万円
<u>合 計</u>	<u>92,900 百万円</u>

※ 上記「組合員等」には、地方公共団体等からの貯金が含まれています。

(3) 地域への資金供給の状況

①貸出金平均残高

組合員等	13,543 百万円
その他	981 百万円
(うち地方公共団体等)	448 百万円)
<u>合 計</u>	<u>14,525 百万円</u>

※ 上記「その他」には、地方公共団体等への貸出金が含まれています。

②融資取扱状況

融資取扱状況(平均残高)

住宅ローン	11,165 百万円	農業近代化資金	170 百万円
教育ローン	111 百万円	畜産特別資金	- 百万円
自動車ローン	994 百万円	災害条例資金	- 百万円
営農ローン	42 百万円	その他制度資金	15 百万円
農業資金	592 百万円	その他	1,425 百万円
日本政策金融公庫資金	- 百万円	<u>合 計</u>	<u>14,525 百万円</u>

※ 上記のうち、「日本政策金融公庫資金、農業近代化資金、畜産特別資金、災害条例資金等」は、制度融資といい、農業生産の振興や農業後継者の育成などを目的に、国等が一定の制度に基づいて行う金融のことを言います。

制度融資には、大別して、国・県の財政資金による融資と、JA資金を原資として融資を行い、国、地方公共団体が利子補給を行う制度があります。

前者の代表的なものは日本政策金融公庫資金(農業改良資金、就農支援資金含む)であり、後者の代表的なものは農業近代化資金、畜産特別資金となっています。

(4) 文化的・社会的貢献に関する事項

①文化的・社会的貢献に関する事項

JAは農業者が中心となって構成され、地域農業の振興を図り、消費者に安全で安心な農畜産物を安定的に供給することを基本使命としています。

このため、農業関連を中心に総合的な事業を展開しております。

組合員以外の一般の方にも各種事業を利用していただくことにより、地域経済・社会の発展に寄与する社会的責任、金融機関の一員として信用の維持・貯金者の保護を確保する公共的使命を果たしています。

また、次代を担う児童・生徒たちに対しては、学校給食や子ども食堂への地元農畜産物を提供、食農教育の実施、作文・図画コンクールの開催、小学生に対するランチオンマットや社会科学習資料の提供など、農業への関心を高める取り組みを行っております。

あわせて、平成 11 年には「日光杉並木」のオーナーとなり、世界遺産を後世に残す取組みの一翼を担うことで文化的貢献を果たしております。

②組合員・利用者との関係性強化

当JAでは、組合員の交流を図るとともに、地域の皆さまとの結びつきを強化するため、毎年「JAまつり」・「ゴルフ大会」・「グラウンド・ゴルフ大会」・「ゲートボール大会」・「家の光大会」等を開催するなど、利用者ネットワークづくりへの取り組みをすすめています。

③情報提供活動

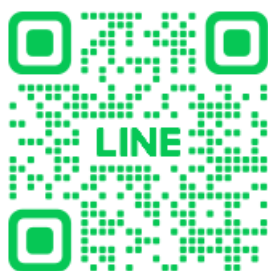
組合員の皆さま向けに、毎月「JAだより」を発行して、JAの事業や地域の情報を提供しています。

また、地域住民の皆さまへの情報発信として、コミュニティー誌を発行するほか、管内 4 地区ごとに年 2 回支店だよりを発行し、地域の皆様に身近な情報を発信しました。さらに、ホームページやSNSにより、身近でタイムリーな情報提供に努めるとともに、皆さまからの情報やご意見等を Eメール等でも受け付けています。

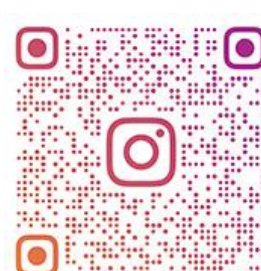
○ホームページ <https://ja-nasuminami.or.jp>

○Eメール soumuka@ja-nasuminami.or.jp

○LINE QR コード



○INSTAGRAM QR コード



④地方創生に関する事項

那須烏山市と「包括連携協定」を締結し、那珂川町は「創生なかがわ株式会社」に出資するなど、行政や関係機関との連携による地方創生推進により農業者の所得拡大と地域の活性化に取り組んでいます。

11. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

令和7年度は、マイナス金利の終了に伴う国債をはじめとした金利上昇や、食料品・燃料をはじめとした物価の上昇及び賃金の上昇など、幅広い分野でインフレが見られた一方で、円安や人手不足、海外景気の減速・停滞による逆風が見られるなど、今後の経済は極めて不確実性が高い環境にあります。

当JAは、このようなリスクを十分認識し、経営の健全性維持と安定的な収益性、成長性の確保を図るため、リスク管理体制の充実・強化に努めます。

このために、新たにリスク管理基本方針、リスク管理規定を制定するとともに、諸規程、要領等を整備して、リスク管理の一環として位置付けるとともに、信用リスク・市場関連リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク等各種リスクに対応した管理方針を整備し、役職員に徹底することにより、リスクの種類に応じた管理を徹底します。

なお、共済事業については、全国共済農業協同組合連合会が定めた「JA共済コンプライアンス・リスク管理基本方針」に従い、管理運営します。

(1)信用リスク

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金、購買未収金等の元本や利息の回収が困難となり、JAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、一定金額以上の貸出先に対する貸出等に係る審査は本店の審査部門が担当し、貸出資産の健全性の維持・向上に努めます。審査にあたっては、特定の業種及び貸出先に偏ることのないよう留意するとともに、個別案件についても担保価値のみにとらわれることなく、貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分審査し、信用リスクの管理を徹底します。なお、大口信用供与については、理事会に附議するとともに、その信用供与先の経営状況等について定期的に理事会に報告します。

また、信用リスクを管理するために資産査定(自己査定)を実施して、信用リスクの程度に応じた適正な償却・引当を行います。

さらに、市場関連取引にかかる信用リスクについては、取得に際しての格付け基準を設定するとともに、発行体毎に与信状況を定期的に管理します。

なお、融資、資金運用部門の担当者については、通信教育等の研修カリキュラムを実施するなど与信管理能力の向上に取り組みます。

(2)市場関連リスク

市場関連リスクとは、資産(貸出金・有価証券など)・負債(貯金など)双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動に伴う「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」並びにこれに関するリスクのことです。

当JAでは、余裕金運用にかかる理事会に次ぐ意思決定機関として、ALM委員会を設置・運営し、理事会で定めた運用方針に基づき、資産・負債構成のバランス状況、市場リスクの管理方針・運用方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なリスクを負担していないか等を確認・協議します。これらの運用状況やリスク管理の状況等については、定期的に理事会に報告します。

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、JAの財務内容の悪化や信用の失墜により、必要な資金の確保ができなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)と、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、ALM委員会においてJA全体の資金繰りリスクを統合管理します。

また、こうしたリスクに対応するため、常に資金バランスに留意し、適正な支払準備資産を確保します。

(4) 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、JAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、全ての業務に常に事務リスクが存在することを認識し、規程・要領等の整備や研修・指導の充実に努めます。さらに、不正・不祥事件に対しては、迅速かつ適切な対応をします。

また、事務ミス等の組織的な把握、管理、再発防止策の取組み徹底等、日常の事務リスクに対応するとともに、監査室を設置し、内部監査の充実・強化により、規程等の遵守状況をチェックし、事故の未然防止のための管理態勢を厳しく監査します。

(5) システムリスク

システムリスクとは、コンピュータ・システムの停止又は誤作動など、システムの不備等やコンピュータが不正に使用されることにより、JAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、系統グループである中央会・農林中金・全農・全共連等と連携の上、コンピュータ・システムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めます。

また、コンピュータの不正利用防止についても日常のチェックシステムや各種監査によるチェック体制を整備して事故防止に努めます。

さらに、顧客情報の保護等セキュリティ管理や防犯・防災等に細心の注意を払い、システムの安全性・信頼性の維持を図ります。

(6) 法務リスク管理

法務リスクとは、JA経営、取引等に係る法令・定款、規程等に違反する行為並びにその恐れのある行為が発生することで、当JAの信用の失墜を招き、当JAが損失を被るリスクです。

JA事業は信用・共済・経済等の幅広い活動を通じて、地域社会の発展と組合員のより豊かな生活設計へのお手伝いをさせていただくという、社会的使命と責任を担っています。これらの責任に加えて、JAの一挙手一投足が地域経済全体に大きな影響を及ぼすことになります。

当JAでは、経営理念・基本理念・コンプライアンスマニュアル等に則り、リスクを適切に把握・管理し、コンプライアンス態勢の構築を図ります。

(7) 評判リスク

評判リスクとは、資産の健全性や収益力、自己資本、規模、成長性、利便性などJAの評判を形成する内容が劣化し、JAへの安心度、親密度が損なわれることにより、JAの評判が低下するリスクのことです。

当JAに対する評判を適切に把握し、積極的にJAの経営内容を情報開示することにより、組合員・利用者から信頼される経営を目指します。

(8) その他リスク

その他のリスクとは、上記リスク以外の法令等の制定・改廃、新商品の発売、新規業務の開始等に伴い被る様々なリスクのことです。

当JAでは、各々のリスク管理部署が経営方針に則り、適切にリスクを把握・管理することにより、的確なリスク管理態勢の構築を進めます。

◇法令遵守態勢

金融機関の業務内容、直面するリスクの多様化、複雑化という情勢を踏まえ、徹底した自己責任原則に基づき、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行っていくことにより、金融機関としての社会的責任を果たしていくことがより一層求められていると認識しております。

そのため、当JAの役職員の行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員一人一人がその趣旨を踏まえて日常の業務運営に取り組んでおります。

さらに、コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事専務を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

また、JAグループ内におけるコンプライアンス態勢の一環として、JA栃木ヘルプライン(JAグループ内部通報制度)を構築しております。さらに、全国JAヘルプラインも構築されております。JAの役職員等からの通報により、早期に問題点を発見し、不祥事の未然防止並びに内部けん制機能の強化に努めております。

◇マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力等の排除に向けた取り組み

昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの乱用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。

当JAは、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等を設定し、組合員加入をはじめ各種取引からの排除に取り組んでおります。

◇プライバシーポリシー

当JAは、個人情報保護に対する社会的要請を十分に認識し、組合員等利用者の皆様の個人情報の適正な取扱いを推進していくことが、公共性を有するJAとしての重大な社会的責務と考えております。

当JAは、このような責務を十分果たしていくとともに、安全・安心なサービスを提供し、皆様に信頼されるJAであり続けるため、以下の個人情報保護方針に従い、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

那須南農業協同組合個人情報保護方針

那須南農業協同組合

(平成 17 年 3 月 31 日制定、令和 4 年 4 月 1 日最終改正)

那須南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得します。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第 16 条第 3 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 16 条第 1 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第 2 条第 5 項）及び匿名加工情報（保護法第 2 条第 6 項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以 上

◇金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営態勢・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(受付電話番号 0287-96-6150(月～金 8時30分～17時)。その他各支店でも受付を行っております。

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所)(受付電話番号 03-6837-1359)にお申し出ください。必要により東京三弁護士会の仲裁センターと協議をいたします。

・共済事業

①の窓口または下記にお問い合わせ下さい。

○JA共済相談受付センター

受付 0120-536-093

○(一社)日本共済協会共済相談所

受付 03-5368-5757

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

○(一財)自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

○(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

○(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

○日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

◇内部監査体制

内部監査部門については事業推進部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務の運営の適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップするとともに、監査結果の概要は定期的に理事会に報告しています。

◇貸出運営の考え方

貸出の運営については、定款及び信用事業規程を遵守し、健全な運営を図ります。特に、専任担当者の配置により、融資審査・管理・回収・債権保全に万全を期し、より一層の信用確立に努めます。

12. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年2月末における自己資本比率は、国内業務のみを営む金融機関の基準である4%を大きく上回る20.11%（前年度19.32%）となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資1,135百万円（前年度1,156百万円）によっています。なお、全額コア資本に係る基礎項目に算入しています。

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスク（業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスク）の管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより計画的に自己資本の充実に努めています。

13. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

JAは、様々な事業部門を持った総合的な事業体です。事業の利用は組合員ばかりでなく、広く組合員以外の皆様にもご利用いただくことができます。

また、当JAでは、7人のファイナンシャルプランナーを配置し、組合員・利用者のライフスタイルやニーズ(貯蓄計画、税金対策、相続問題等)に応じた総合的な生活設計計画(ライフプラン)を提案しております。

次に主な事業内容についてご案内いたします。

◇信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を指します。この信用事業は、JA・農林中金が有機的に結びつき、実質的にひとつの金融機関として機能するJAバンクシステムとして大きな力を発揮しています。

あわせて、皆様からお預かりした大切な貯金を守るため、法律に基づく公的な制度である貯金保険制度に加え、全国のJAが互いに協力しあって安心を支える破綻未然防止システムの二重の仕組み(JAバンク・セーフティーネット)を築いています。

また、信用事業債権に占める不良債権の割合は、全国銀行の1.0%(令和7年9月期、金融庁公表)を下回る0.30%となっています。このように、JAは皆様の信頼に応えることを常に考え、堅実で健全な経営を心がけています。

①貯金業務

組合員はもちろん、地域にお住まいの方をはじめ幅広い利用者の皆様からの貯金をお預かりしております。当座貯金、普通貯金、定期貯金などの各種商品を、目的や期間、金額にあわせてご利用いただいております。

《主な商品のラインアップ》

当座貯金	お支払いに小切手や手形をご利用いただける貯金です。事業用の口座としてたいへん便利となっております。
普通貯金	お預け入れ・お引き出しが自由にできる貯金です。公共料金等の自動引落としや、給与・年金の自動振込、配当金等の自動受取りなどの機能がご利用できる点で、日常生活に必要なお金を財布代わりに出し入れできる利便性を持っています。但し、ATMによる一日当りの利用限度額が設定されています。また、ペイオフでも全額保護される決済用貯金も取扱っております。
総合口座	「ためる、使う、借りる」をひとつにした万能口座です。普通貯金と、定期貯金とが1冊の通帳でご利用できます。必要な時にはお預かりしている定期貯金残高の90%以内、最高300万円までを自動的にご融資させていただくことも可能です。
通知貯金	まとまったお金の短期間運用に最適な貯金です。据置期間(7日間)経過後はお引き出しが可能となりますが、その場合には、2日以上前にお知らせください。
貯蓄貯金	普通貯金と同じように出し入れ自由で、短期のお預け入れに最適です。金利は、お預入残高に応じて、段階的に有利になります。(金利情勢により、金利が同じになる場合があります。)

スーパー定期貯金	いくらからでもお預け可能な、身近な定期貯金です。お預け入れ時の金利が満期日まで変わらない確定利回りです。期間は1か月～5年以内で、3年以上のものは半年複利で計算される商品をお選びいただけます。
大口定期貯金	最低預入金額が1千万円以上の貯金です。市場金利を反映した有利な利率で運用し、多額の資金をさらに大きく増やす貯金です。1か月～5年以内の期間でプランにあわせてお預け入れできます。
期日指定定期貯金	据置期間(1年)を経過すれば、ご自由に満期日の指定ができるほか、一部支払の取扱いもでき、大変便利な定期貯金です。さらに、お利息を1年複利で計算しますので、長く預けるほど有利です。
変動金利定期貯金	6か月ごとに利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。お預け入れ期間は3年で、お利息を半年複利で計算します。
積立定期貯金	将来に備えてまとまった資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。口座開設時に積立期間や満期日を定めずに積立を行い、必要な時期に必要な金額の解約を行うことができる「エンドレス型」と、満期日を設定し、口座開設時から積立期限日までの間で積立を行い、その満期日以後に一括して支払う「満期型」があります。
定期積金	将来の生活設計のため、ご結婚の準備、事業の拡張など長期計画に備えて資金を蓄えるのに最適です。1回の掛金が千円以上、期間は6か月～7年以内となっていますので、プランに沿って無理なく目標達成ができます。

その他にも、納税準備貯金、一般財形貯金、財形年金貯金、財形住宅貯金、譲渡性貯金を取扱っております。

②融資業務

組合員や地域住民の皆様へ住宅ローンやマイカーローンなど、各種ローン商品を提供しているほか、農業者・事業者の皆様へもアグリマイティー資金等のご融資を行っております。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

さらに、(株)日本政策金融公庫等の融資の申込みのお取次ぎもしております。

《主な商品のラインナップ》

マイカーローン	新車や中古車の購入をはじめ、修理・車検費用など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。また、他金融機関でご利用中のローンの借り換え資金としてもご利用いただけます。
カードローン	あらかじめ決められたお借入れ枠の範囲内なら、いつでも何回でもご利用いただけます。急な出費の際の強い見方です。
住宅ローン	マイホームの新築・増改築、新築・中古住宅の購入、土地購入など幅広くご利用いただけます。他金融機関等でご利用中の住宅ローンの借り換え資金としてもご利用いただけます。また、ご利用中のマイカーローンと併せてご利用いただくことも出来ます。
教育ローン	お子様の入学金や授業料はもちろん、アパート代や下宿代等の住居費など、教育に関するさまざまな用途にご利用いただけます。また、他金融機関でご利用中のローンの借り換え資金としてもご利用いただけます。極度額を設定したカード型もご利用いただけます。
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修の他、システムキッチン・造園・物置工事等、あらゆるリフォーム関連設備にご利用いただけます。また、他金融機関でご利用中のローンの借り換え資金としてもご利用いただけます。

③為替業務

全国JA・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしております。

④国債窓口販売

国債の窓口販売の取扱いをしております。個人向け国債および新窓販国債は毎月発行されます。

⑤投信窓口販売

各種投資信託の募集・販売等を取扱っております。なお、元本および分配金の保証はありません。また、所定の手数料がかかります。

⑥サービス・その他

当JAでは、次のようなサービスを提供しております。

- ・ コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主のみなさまの給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービス、デビットカードサービスなどのお取り扱い。
- ・ パソコンや携帯電話からインターネットを利用し、ほぼ年中無休・24時間いつでも残高照会や振込・振替等ができる「JAネットバンク」サービス。なお、個人用と法人向けとございます。
- ・ 来店不要で、いつでもどこでもスマホ1つで簡単。手軽に管理ができる「JAバンクアプリ」と、いつでも手続きができる「JAバンクアプリプラス」の2つのアプリ。
- ・ 全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、郵便局、信用金庫、更にはセブン銀行・イーネット・ローソンのATMなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービス。なお、一日当たりの利用限度額が設定されていますのでご注意ください。
- ・ JA窓口に出向くことなく自宅や、外出先からネットバンク経由で、国・地方公共団体等への税金、公共料金等の各種料金の支払いができるマルチペイメントネットワークサービス。
- ・ 組合員・利用者の皆様に安心、便利で多彩なサービスの一環としてご提供しているJAカード(クレジットカード)のお取り扱い。

また、ICキャッシュカード機能とクレジット機能が一枚となった便利な一体型カードの取り扱い。

その他、近時、社会問題となっております金融詐欺犯罪対策として、本人確認の徹底、ホームページ等での注意喚起など、各種対策を講じております。

⑦ご利用者対応

「一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所」を設置し、JAの信用事業に関する苦情等の受付をしております。

利用者からの苦情等の申し出があった場合は、これを誠実に受け止め、円滑な解決が図られるよう取り組んでおります(受付電話番号 03-6837-1359)。

また、通帳やカードの盗難・紛失等があったときの事故防止のため、「監視センター」を設置し24時間体制で対応しております。利用者が安心してJAの信用サービスを受けられるよう努めております(受付電話番号 0120-082-065)。

⑧手数料一覧

[為替手数料・JA ネットバンク振込手数料]

令和 8 年 6 月 1 日現在

種類	区分	金額	
		他金融機関	JA なす南
送金手数料	普通扱い(1件)	990 円	440 円
窓口振込手数料	電信扱い	990 円	440 円
	文書扱い		
ATM 振込手数料 (キャッシュカード振り込み)	電信扱い	550 円	220 円
JA ネットバンク(個人)	電信扱い	220 円	0 円
JA ネットバンク(法人)	電信扱い	220 円	0 円
	電信扱い・総合振込・データ伝送・ファイル伝送		
	電信扱い・給与・賞与振込		
定時自動送金振込手数料	電信扱い	550 円	220 円
代金取立手数料	電信扱い	990 円	440 円
電子交換所手数料(期近入金・先日付入金・当日扱)		990 円	990 円
電子交換所取立手形(組戻料・返却料)		990 円	990 円

(金額には 1 件(1 通)当たりの消費税を含む)

[信用・共済事業取扱手数料]

令和 8 年 6 月 1 日現在

取扱手数料項目		金額	備考
項目	細目		
貯金業務	1. 貯金残高証明書発行手数料	550 円	1 通あたり
	2. 発行手数料		
	(1) IC 生体型カード (1 枚)	無 料	
	(2) IC 生体クレジット一体型カード (1 枚)	無 料	
	3. 再発行手数料		
	(1) 貯金通帳 (1 通)	1,100 円	
	(2) 貯金証書 (1 枚)	1,100 円	
	(3) キャッシュカード (1 枚)	1,100 円	
	(4) IC 生体型カード (1 枚)	1,100 円	
	(5) IC 生体クレジット一体型カード (1 枚)	1,100 円	カード不良時は免除
	4. 手形等用紙代		
	(1) 小切手帳 (1 冊)	3,300 円	
	(2) 自己宛小切手 (1 枚)	1,100 円	
	(3) 約束手形 (1 冊)	3,300 円	
	(4) " (1 枚)	110 円	
	(5) マル専手形 (1 枚)	1,100 円	
	5. 取扱手数料		
(1) マル専口座開設	3,300 円	1 口座あたり	
(2) 硬貨受入整理手数料 (枚数計測含む)		1 営業日あたり	
①1 枚から 100 枚	無 料		

	<ul style="list-style-type: none"> ②101枚から500枚 ③501枚から1,000枚 ④1,001枚から2,000枚 ⑤2,001枚以上1,000枚毎 	<ul style="list-style-type: none"> 220円 440円 660円 440円 	1営業日あたり	
	(3) 両替手数料			
	①1枚から50枚	無料		
	②51枚から100枚	220円		
	③101枚から500枚	440円		
	④501枚から1,000枚	660円		
	⑤1,001枚から2,000枚	880円		
	⑥2,001枚以上1,000枚毎	440円		
	6. 口座振替手数料			
	(1) 3万円未満	110円		
	(2) 3万円以上	330円		
	7. 株式払込金等取扱手数料	-		別途協議する
	8. 口座取引履歴照会手数料	1,100円	1口座あたり	
	9. 媒体持込手数料	5,500円	1ファイルあたり	
	10. 定時自動集金契約手数料	5,500円	1契約あたり	
	11. 未利用口座管理手数料	1,320円	1口座当たり年額	
	12. 通帳発行口座開設手数料	1,100円	当座性貯金のみ	
貸付業務	1. 貸付残高証明書(1通)	550円	1口座あたり	
	2. 融資証明書(1通)	1,100円		
	3. 取扱手数料			
	(1) 融資実行			
	①住宅ローン	33,000円	農業関連資金は除く 他金融機関への借換案件のみ	
	②住宅ローン以外(手形書換含む)	3,300円		
	(2) 繰上返済(一部繰上・全額繰上)			
	①百万円以上5百万円未満	5,500円		〃
	②5百万円以上1千万円未満	11,000円		〃
	③1千万円以上	22,000円		
	(3) 金銭消費貸借契約変更証書作成	2,200円		
	(4) 住宅ローン金利選択(変動～固定)	5,500円	1件あたり	
	(5) 火災保険質権設定(JA共済を除く)	550円		
	(6) 確定日付取得	1,100円		
	4. 再発行手数料			
	(1) ローンカード(1枚)	1,100円	1通あたり	
	5. 登記情報取得代行手数料	550円		
	6. 電子契約手数料			
	①5百万円以下	無料		
	②5百万円を超え1千万円以下	5,500円		
	③1千万円超	11,000円		
国債窓販	口座管理手数料	無料	月額	
共済業務	共済契約解約返戻金相当額等証明書発行手数料	550円	1契約あたり	

(金額には10%の消費税および地方消費税を含む)

〔他行・他県JAキャッシュカード利用によるATM振込手数料〕

平成28年11月13日よりATMから他行キャッシュカード・他県キャッシュカードでの振込ができるようになりました。

その他、ご利用の金融機関キャッシュカードによっては、別途手数料がかかる場合があります。

〔ATM利用時間・手数料〕

令和8年6月1日現在

金融機関等		JAバンク	三菱UFJ銀行	セブン銀行	イーネット ※2※4	ローソン銀行 ※3※4	JFマリンバンク	その他 (MICS提携)
お取引内容		入出金	出金	入出金	入出金	入出金	出金	出金
ご利用手数料	平日※1 8:45～18:00	無料	無料	無料	無料	無料	無料	110円※5
	土曜日※1 9:00～14:00	無料	110円	無料	無料	無料	無料	220円※5
	平日・土曜日の その他の時間帯 および日曜日・祝日※1	無料	110円	110円	110円	110円	無料	220円※5

JAなす南平日の営業時間は8時45分～21時00分、土曜日、日曜日、祝日については9時00分～17時00分

●上記は、JAバンクのキャッシュカードご利用の場合です。

●残高照会は時間帯に関わらず無料でご利用いただけます。

●上記以外の金融機関でも手数料が無料となる場合がございます。詳しくはお近くのJAまたは、ご利用ATMの掲示等でご確認ください。

●システム都合上、臨時停止となる場合がございます。なお、土曜日が祝日と重なる場合は、日曜・祝日その他の時間帯のご利用手数料となります。

※1:稼働時間はATMにより異なります。ATM稼働時間であってもJAバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。1月2日・3日のご利用手数料は祝日と同じです。12月31日のご利用手数料はお取引JAにご確認ください。詳しくはお近くのJAまたは、ご利用ATMの掲示等でご確認ください。

※2:イーネットATMはファミリーマート等のコンビニエンスストアに設置されています。

※3:ローソンに設置されているローソン銀行ATM以外のATMはサービス内容が異なる場合があります。詳しくはご利用ATMの掲示等でご確認ください。

※4:コンビニエンスストア等の一部店舗においては、ATMが設置されていない場合、金融機関が直接ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合等があります。「イーネットATMマーク」「ローソン銀行ATMマーク」をご確認のうえ、ご利用ください。

※5:ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合がございます。詳しくはご利用ATMの掲示等でご確認ください。

使用カード	お振込先	手数料区分					
		3万円未満			3万円以上		
		平日 (8:45～ 18:00)	土曜日 (9:00～ 17:00)	その他時 間帯 日曜・祝日	平日 (8:45～ 18:00)	土曜日 (9:00～ 17:00)	その他時 間帯 日曜・祝日
県外JA・全国信 魚連・他金融機 関キャッシュカ ード	JAなす南 本支店宛	110円			330円		
	県内JA宛 県外JA宛	440円			660円		
	他金融機関 宛	440円			660円		

◇共済事業

共済とは、生活を取り巻くさまざまなリスク(ケガ・病気、火災・自然災害、交通事故など)に対して、組合員があらかじめ一定の「共済掛金」を拠出して協同の財産を準備し、不測の事故などが生じた場合に「共済金」として支払う事によって、組合員やその家族に生じる経済的な損失を補い、生活の安定を図る相互扶助(助け合い)の保障制度です。

JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆様に「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」を提供しています。

経営の健全性と事業の安定性を測る指標として支払余力(ソルベンシー・マージン)比率がありますが、JA共済連の令和7年上半期は、1,046.0%(前年度末1,014.3%)で、経営の健全な水準とされる200%を大きく超えており、十分な支払余力を確保しております。

JA共済は組合員・利用者の皆様の多様化するニーズに応えるため、ライフアドバイザー(LA)が組合員・利用者の皆様のお宅への訪問や電話により、コミュニケーションの強化を図り、一人ひとりのライフスタイルの変化やニーズにあった保障を提供するとともに、共済金をもれなくご請求いただくため、3Q訪問活動を展開しています。また、スマイルサポーターが支店での窓口対応や電話対応を通じて、組合員・利用者の皆様へさまざまな情報提供、提案を行っています。

その他にも、地域との絆を強化し、組合員・地域住民の皆さまが住み慣れた地域で健康で安心して暮らせる豊かな環境づくりに貢献する「地域貢献活動」の一環として、病気や事故等の未然防止を目的として、健康管理・増進活動や交通事故対策活動(交通安全教室等)を実施するほか、JA共済では、災害救援活動や交通事故被害者の社会復帰支援活動などを実施しています。また、書道やポスターコンクール等の文化支援活動やJAくらしの活動、地域農業振興に関する支援活動を行っております。

さらに、組合員・利用者・地域住民の皆さまとの関係性強化に向けて、「つなぐ action! プロジェクト」を実施しています。

《主な保障のラインアップ》

①長期共済

共済期間が長く(5年以上)、事故があったとき、又は満期のときに共済金が支払われます。主なものは次の通りです。

終身共済	一生涯にわたる万一の保障が確保できます。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計できます。
引受緩和型終身共済	健康に不安がある方でも、簡単な告知でご加入でき、一生涯にわたる万一の保障が確保できます。
一時払終身共済	満期共済金や退職金等の一時資金を活用した長期資金確保・相続対策ニーズに応えることができる一生涯にわたる万一の保障で、生前贈与に活用できるプランもあります。
養老生命共済	万一に備えるとともに、資金形成ニーズに応えることもできます。
一時養老生命共済	貯蓄性がある仕組みで、計画的な資金作りができます。万一のときは、すぐに共済金を受け取ることが可能です。
こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられます。また、ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払するプランもあります。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一のときや、第1級後遺障害状態・重度要介護状態を一定期間保障する、掛捨てタイプの保障です。

定期生命共済 (通減期間設定型)	ライフステージに合わせて保障金額を減額させることで、お手頃な共済掛金で必要十分な保障を準備できます。
がん共済	上皮内がんを含むさまざまながんや脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障します。
特定重度疾病共済	三大疾病やその他生活習慣病による、継続的・慢性的な治療や療養に備えることができる保障です。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの、収入の減少や支出の増加に備えることができる保障です。
認知症共済	認知症はもちろん軽度認知障害（MC I）まで幅広く一生涯にわたって備えられる保障です。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
一時払介護共済	まとまった資金を活用して、一生涯にわたって介護に備えることができる保障です。
医療共済	日帰り入院からまとまった一時資金を受け取れ、一生涯保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。
引受緩和型医療共済	健康に不安がある方でも、簡単な告知でご加入でき、病気やケガによる入院・手術を手厚く保障します。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金に備えることができます。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害による損害もしっかり保障します。また保障期間満了時に、満期共済金をお受取りいただけます。

②短期共済

共済期間が短く(5年未満)、事故があったときに共済金が支払われます。主なものは次の種類のとおりです。

なお、自動車共済・自賠責共済は、自動車販売会社や修理工場などの共済代理店において、JAの営業日・営業時間以外であっても共済契約の締結ができます。

自動車共済 (クルマスター)	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を過失割合に関係なく保障するとともに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障します。
自賠責共済	自動車、バイク（原付含む）、電動キックボード（特定小型原動機付自転車）には法律で加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。
火災共済	建物や建物内に収容されている動産が火災や落雷、破裂、爆発などによって損害を受けた時に保障します。
傷害共済	日常生活での不慮の事故による死亡・負傷に応じて定額の共済金が支払われる共済です。
賠償責任共済	日本国内で発生した日常生活などに起因する事故により、損害賠償責任を負担した場合に保障する共済です。

農業者賠償責任共済	農地や農業施設の所有・使用・管理や生産物に関連する事故、農作業に起因する事故により、損害賠償責任を負担した場合に保障する共済です。
-----------	---

③共栄火災保険商品

共栄火災保険商品の取扱いをしています。代表的な商品は次のとおりです。

J A安心倶楽部	J A組合員のケガ（地震等によるケガを含む。）による死亡や後遺障害、入院・通院、自転車事故等の日常生活における他人への賠償責任（示談代行サービス付）および携行品の損害など、日常生活のリスクを総合的に補償する商品です。
J A自転車倶楽部	自転車事故をはじめとした日常生活における賠償責任（示談代行サービス付）と交通事故等によるケガを補償する、J A組合員向けの商品です。
個人用火災総合保険 （Happy Home2） （安心あつとホーム） （すまいるリビング）	火災事故から風災・水災等の自然災害に至るまで幅広い補償をニーズに応じて提供する掛捨て型の火災保険商品。 「Happy Home2」は住宅ローン利用者向けの商品。 「安心あつとホーム」は住宅ローン利用者向け以外の商品、「すまいるリビング」は賃貸住居入居者向けの商品です。
農業応援隊	農業生産、加工、販売、飲食業に関するリスク対策として、賠償責任リスク、加工品回収リスク、労務管理リスク、休業リスクなどを包括的に補償する商品です。
J A共済 労働災害保障制度	農業法人等の事業者を取り巻く労働災害リスク対策として、業務災害が発生した場合の「従業員等への補償」および「事業者の使用者責任」を包括的に補償します。
海外旅行保険	海外旅行における傷害を幅広く補償する保険です。
ゴルファー保険	ゴルフのプレイ中、練習中などの本人のケガ、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え法律上の賠償責任を負った場合、用具の盗難・損害、ホールインワン、またはアルバトロス達成時の補償がワンセットになった保険です。

◇営農指導事業

営農指導は、直接収益を生み出すという事業ではありませんが、JAの信用・共済・購買・販売などの事業の要であり、組合員の営農活動を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。JAの営農指導は、単に技術指導を行うだけでなく、農産物を安定的に供給していくためのマーケティング対策や組合員の農業経営全般について支援するとともに、大規模な農業経営体のみならず多様な農業者や集落営農組織、新規就農者などの担い手の育成・確保を通じて、持続可能な地域農業を目指します。すなわち、生産から販売までJAの総合力を活かした支援によって、農業者の所得増大を協同の力で実現していこうとするものです。

<食の安全・安心への取り組み>

安全・安心な農畜産物を消費者に提供し、「食」に対する信頼性を確保するため、JAグループは生産履歴記帳運動を展開し、全ての農作物を対象に生産履歴の記録と点検を実施しています。また、環境に配慮した農業の推進実現のため、家畜糞尿対策や使用済み農業生産資材の回収などにも取り組んでおります。加えて、生産部会とともにGAP（農業生産工程管理）の精度向上に向けた取り組みを強化しています。

◇販売事業

販売事業は、組合員が生産した農産物などを共同で販売することで、より高い収入を得られるようにしていこうというものです。

消費者のみなさまのニーズに応じた「安全・安心な農産物」を安定的に提供できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地産地消運動を推進し、地元で生産された農産物を地域のみなさまに提供する活動にも積極的に取り組んでいます。

このように、農産物の供給を通じて消費者との連携をすすめ、農業の持続的発展を目指します。

◇購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員や地域の皆様に供給する事業です。この事業は、計画的に大量購入することによって、できるだけ安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員や地域の皆様に安全・安心・良質な品物を供給するものです。取扱い品目は、多種にわたり、特に生活関連では日用品等の生活物資から、葬祭業務なども取り扱っています。

①生産資材・生活物資

対象品目について午前中の注文があれば翌営業日に配送いたします。

また、組合員外の方もご利用いただくことが可能です。

【連絡先 南部経済店舗:0287-88-2522 北部経済店舗:0287-92-2712】

②葬祭事業

ご家族に突然のご不幸があった場合に、自宅葬、ホール葬のいずれのニーズにもお応えできるよう24時間体制で受付しております。

【連絡先 セレモニーホール:0287-84-3821 北部セレモニーホール:0287-92-8855】

③食材事業

新鮮で栄養バランスのとれた安心な食材の宅配サービスをお好みに合わせて取り扱っております。

また、全農と連携して、利用者の「見守りと生活サポート」に取り組んでおります。

【連絡先 本店経済部 経済課:0287-96-6175 さくら食材センター:028-681-5040】

◇JAくらしの活動

JAくらしの活動は、安心して暮らせる豊かな地域づくりのため、組合員・地域住民を対象に実施し、この取り組みを通じて協同活動の輪を広げています。

①地域の活性化

JAは学校等との連携により、農業の持つ教育力を反映した農業体験学習等を、積極的に実施しています。

②高齢者福祉事業

高齢化社会のニーズに応えるため、要介護者等を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業を行っています。

また、助け合い活動、地域の見守り、ボランティア活動等も実施しています。

③「JA健康寿命100歳プロジェクト」の取り組み

「こころ」「からだ(運動・食事・介護)」「つながり」によって健康づくりに取り組む「JA健康寿命100歳プロジェクト」の活動を通じて、ゆとりと生きがいのある暮らしを提供しています。

◇その他

①利用事業

JAでは、組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設(ライスセンター、加工施設等)を設置して、ご利用いただいております。

②加工事業

組合員からの委託により、組合員が生産した物資を加工(みそ等)する事業も行っております。

◇「国消国産」JAグループ統一運動

「国消国産」JAグループ統一運動を通じて、農業に関する国民理解の醸成をはかるとともに、地産地消および国産農畜産物の消費拡大を図っています。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として機能する「JAバンクシステム」を運営しています。

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティネットで守られています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2025年3月末現在で4,861億円となっています。

【經營資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	6年度 令和7年2月 28日現在	7年度 令和8年2月 28日現在	科 目	6年度 令和7年2月 28日現在	7年度 令和8年2月 28日現在
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	91,749,427	92,252,313	1. 信用事業負債	93,639,924	94,649,395
(1) 現金	510,208	571,177	(1) 貯金	93,175,197	94,211,485
(2) 預金	65,075,015	66,140,058	(2) 借入金	-	-
系統預金	65,048,553	66,111,429	(3) その他の信用事業負債	464,727	437,910
系統外預金	26,461	28,629	未払費用	21,101	77,845
(3) 有価証券	11,540,800	10,598,840	その他の負債	443,626	360,065
国債	7,691,330	7,233,960	2. 共済事業負債	379,200	355,782
社債	3,849,470	3,364,880	(1) 共済資金	227,452	201,748
(4) 貸出金	14,212,833	14,402,307	(2) 未経過共済付加収入	145,828	146,079
(5) その他の信用事業資産	436,789	563,817	(3) 共済未払費用	5,919	7,928
未収収益	415,428	547,182	(4) その他の共済事業負債	-	25
その他の資産	21,361	16,635	3. 経済事業負債	249,433	241,862
(6) 貸倒引当金	△26,219	△23,888	(1) 経済事業未払金	218,168	206,726
2. 共済事業資産	2,851	3,673	(2) 経済受託債務	28,924	32,806
3. 経済事業資産	415,832	454,453	(3) その他の経済事業負債	2,340	2,329
(1) 経済事業未収金	311,461	326,693	4. 雑負債	114,462	97,313
(2) 経済受託債権	22,007	13,094	(1) 未払法人税等	38,617	22,405
(3) 棚卸資産	69,240	102,166	(2) その他の負債	75,844	74,908
購買品	62,604	95,109	5. 諸引当金	195,589	196,203
その他の棚卸資産	6,636	7,057	(1) 賞与引当金	55,120	45,920
(4) その他の経済事業資産	13,572	12,961	(2) 退職給付引当金	140,469	150,283
(5) 貸倒引当金	△449	△461	負債の部合計	94,578,610	95,540,557
4. 雑資産	187,279	169,219	(純資産の部)		
5. 固定資産	1,489,316	1,434,997	1. 組合員資本	7,808,224	7,839,472
(1) 有形固定資産	1,482,842	1,428,176	(1) 出資金	1,156,821	1,135,675
建物	3,162,549	3,174,207	(2) 資本準備金	733	733
機械装置	376,596	363,053	(3) 利益剰余金	6,665,572	6,709,061
土地	518,068	517,171	利益準備金	2,152,023	2,182,023
その他の有形固定資産	771,127	782,589	その他利益剰余金	4,513,548	4,527,037
減価償却累計額	△3,345,499	△3,408,844	特別積立金	803,768	803,768
(2) 無形固定資産	6,473	6,820	信用事業基盤整備強化積立金	1,607,963	1,647,963
6. 外部出資	7,262,721	7,262,721	肥料価格安定事業準備金	2,760	2,760
(1) 外部出資	7,262,721	7,262,721	教育基金積立金	159,750	160,000
系統出資	7,022,120	7,022,120	営農経済施設整備及び運営積立金	970,713	970,713
系統外出資	240,601	240,601	宅地等供給事業運営積立金	47,965	47,965
7. 繰延税金資産	68,050	68,490	本所事務所設置及び運営積立金	83,497	78,408
			事業体制再編整備及び運営積立金	66,721	62,732
			経営安定化積立金	159,701	144,925
			園芸作物栽培施設導入支援積立金	13,818	21,904
			税効果調整積立金	55,917	68,050
			退職給付対策積立金	261,791	261,791
			当期末処分剰余金	279,178	256,054
			(うち当期末剰余金)	(71,752)	(57,183)
			(4) 処分未済持分	△14,903	△5,998
			2. 評価・換算差額等	△1,211,354	△1,734,159
			(1) その他有価証券評価差額金	△1,211,354	△1,734,159
			純資産の部合計	6,596,869	6,105,313
資産の部合計	101,175,479	101,645,870	負債及び純資産の部合計	101,175,479	101,645,870

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	6年度 令和6年3月1日から 令和7年2月28日まで		7年度 令和7年3月1日から 令和8年2月28日まで	
1. 事業総利益		1,469,457		1,402,171
事業収益	3,110,564		3,301,396	
事業費用	1,641,106		1,899,224	
(1) 信用事業収益	698,786		887,113	
資金運用収益	636,585		825,914	
うち預金利息	370,286		527,774	
うち有価証券利息配当金	99,314		103,688	
うち貸出金利息	166,983		194,450	
うちその他受入利息	0		1	
役務取引等収益	38,572		37,468	
その他事業直接収益	-		0	
その他経常収益	23,627		23,729	
(2) 信用事業費用	139,573		374,393	
資金調達費用	43,802		134,892	
うち貯金利息	42,540		133,478	
うち給付補填備金繰入	75		262	
うちその他支払利息	1,187		1,151	
役務取引等費用	16,567		17,695	
その他事業直接費用	-		126,731	
その他経常費用	79,202		95,073	
うち貸倒引当金戻入益	△14,633		△2,331	
うちその他費用	93,836		97,405	
信用事業総利益		559,213		512,719
(3) 共済事業収益	563,751		552,934	
共済付加収入	524,428		517,386	
その他の収益	39,322		35,548	
(4) 共済事業費用	47,026		44,522	
共済推進費	27,982		30,010	
その他の費用	19,044		14,511	
うち貸倒引当金戻入益				
うちその他費用	19,044		14,511	
共済事業総利益		516,724		508,411
(5) 購買事業収益	1,393,436		1,408,821	
購買品供給高	1,355,822		1,375,895	
購買手数料	16,024		19,031	
その他の収益	21,589		13,893	
(6) 購買事業費用	1,212,400		1,229,336	
購買品供給原価	1,144,976		1,158,995	
購買品供給費	38,518		43,878	
その他の費用	28,905		26,462	
うち貸倒引当金繰入額			12	
うち貸倒引当金戻入益	△30			
うちその他費用	28,935		26,449	
購買事業総利益		181,036		179,484
(7) 販売事業収益	170,042		158,275	
販売手数料	120,849		112,288	
その他の収益	49,193		45,986	
(8) 販売事業費用	35,404		41,245	
その他の費用	35,404		41,245	
うち貸倒引当金繰入額	0		-	
うち貸倒引当金戻入益	-		0	
うちその他費用	35,404		41,246	
販売事業総利益		134,638		117,029
(9) 保管事業収益	36,856		36,075	
(10) 保管事業費用	16,908		16,442	
保管事業総利益		19,947		19,633
(11) 加工事業収益	3,081		2,637	
(12) 加工事業費用	2,069		1,905	
加工事業総利益		1,011		731

科 目	6年度 令和6年3月1日から 令和7年2月28日まで		7年度 令和7年3月1日から 令和8年2月28日まで	
(13) 利用事業収益		175,948		189,485
共同乾燥施設収益	70,853		78,104	
その他利用収益	105,095		111,380	
(14) 利用事業費用		144,192		157,540
共同乾燥施設費用	51,838		51,660	
その他利用費用	92,354		105,879	
利用事業総利益		31,755		31,945
(15) 農用地利用調整事業収益		14,569		15,364
(16) 農用地利用調整事業費用		14,659		15,437
農用地利用調整事業総利益		△90		△72
(17) 福祉事業収益		115,500		115,511
(18) 福祉事業費用		50,606		50,457
福祉事業総利益		64,893		65,053
(19) 指導事業収入		9,275		6,388
(20) 指導事業支出		48,946		39,154
指導事業収支差額		△39,671		△32,765
2. 事業管理費		1,409,454		1,346,215
(1) 人件費		1,042,358		977,640
(2) 業務費		122,667		127,405
(3) 諸税負担金		64,421		63,735
(4) 施設費		173,684		171,162
(5) その他事業管理費		6,322		6,271
事業利益		60,003		55,955
3. 事業外収益		52,553		50,354
(1) 受取雑利息		774		1,629
(2) 受取出資配当金		32,324		31,448
(3) 賃貸料		11,743		11,326
(4) 償却債権取立益		104		47
(5) 雑収入		7,606		5,902
4. 事業外費用		2,308		9,851
(1) 寄付金		653		701
(2) 雑損失		1,654		9,149
経常利益		110,248		96,458
5. 特別利益		-		162
(1) 固定資産処分益		-		82
(2) その他の特別利益		-		79
6. 特別損失		5,412		11,050
(1) 固定資産処分損		0		98
(2) 減損損失		5,412		10,952
(3) その他の特別損失		-		
税引前当期利益		104,836		85,569
(1) 法人税・住民税及び事業税		45,216		28,827
(2) 法人税等調整額		△12,133		△440
7. 法人税等合計		33,083		28,386
当期剰余金		71,752		57,183
当期首繰越剰余金		138,060		137,633
当農経済施設設置及び運営積立金取崩額		29,286		29,286
本所事務所設置及び運営積立金取崩額		5,102		5,089
事業体制再編整備及び運営積立金取崩額		4,017		3,988
経営安定化積立金取崩額		14,776		14,776
税効果調整積立金取崩額		-		
園芸作物栽培施設導入支援積立金取崩額		16,181		8,095
当期末処分剰余金		279,178		256,054

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	6 年度	7 年度
	(自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	(自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益 (又は税引前当期損失)	104,836	85,569
減価償却費	94,219	85,124
減損損失	5,412	10,952
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△14,665	△ 2,366
賞与引当金の増減額 (△は減少)	27,199	△9,199
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	12,945	9,813
その他引当金等の増減額 (△は減少)	-	-
信用事業資金運用収益	△628,267	△ 828,058
信用事業資金調達費用	43,802	134,892
共済貸付金利息	-	-
共済借入金利息	-	-
受取雑利息及び受取出資配当金	△33,099	△ 33,077
支払雑利息	-	-
有価証券関係損益 (△は益)	△8,318	128,874
固定資産売却損益 (△は益)	0	15
外部出資関係損益 (△は益)	-	-
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	837,250	△189,473
預金の純増 (△) 減	1,500,000	△400,000
貯金の純増減 (△)	△294,089	1,036,288
信用事業借入金の純増減 (△)	△700,000	-
その他信用事業資産の増減	16,978	△47,072
その他信用事業負債の増減	132,482	△83,784
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減 (△)	17,768	△25,704
その他共済事業資産の増減	△14	△821
その他共済事業負債の増減	△2,699	2,286
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	△18,125	△15,232
経済受託債権の純増 (△) 減	△2,876	8,913
棚卸資産の純増 (△) 減	2,230	△32,925
支払手形及び経済事業未収金の純増減 (△)	42,136	△11,442
経済受託債務の純増減 (△)	△6,247	3,882
その他経済事業資産の増減	△2,444	796
その他経済事業負債の増減	-	-

(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の増減	931,698	17,922
その他負債の増減	△905,662	△2,381
未払消費税の増減額	3,709	1,434
信用事業資金運用による収入	638,428	748,227
信用事業資金調達による支出	△27,187	△78,051
共済貸付金利息による収入	-	-
共済借入金利息による支出	-	-
事業分量配当金の支払額	-	-
小計	1,767,402	515,402
雑利息及び出資配当金の受取額	33,099	333,077
雑利息の支払額	-	-
法人税等の支払額	△38,445	△45,038
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,762,056	503,441
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△289,818	△700,309
有価証券の売却による収入	-	473,269
有価証券の償還による収入	-	△100,000
固定資産の取得による支出	△36,950	△49,450
固定資産の売却による収入	515	△32,656
補助金の受入による収入	-	-
外部出資による支出	△912,000	-
外部出資の売却等による収入	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,238,254	△409,147
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	-	-
設備借入金の返済による支出	-	-
出資の増額による収入	37,620	40,593
出資の払戻しによる支出	△45,998	△61,739
持分の取得による支出	△14,903	△20,901
持分の譲渡による収入	6,190	29,806
出資配当金による支払額	△11,596	△13,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	△28,687	△25,741
4 現金及び現金同等物にかかる換算差額金	0	0
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	495,114	726,012
6 現金及び現金同等物の期首残高	3,788,309	4,283,424
7 現金及び現金同等物の期末残高	4,283,424	5,009,436

4. 注記表【令和6年度】

項目	注記事項
継続組合の前提に関する注記	継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。
重要な会計方針に係る事項に関する注記	<p>1. 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券</p> <p>ア. その他の有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ・市場価格のない株式等・移動平均法による原価法 <p>②棚卸資産</p> <p>ア. 購買品（生産資材）・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>イ. 購買品（園芸資材、生活物資）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。</p> <p>また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。</p> <p>②無形固定資産</p> <p>定額法を採用しています。</p> <p>なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。</p>

項目	注記事項
	<p>②賞与引当金 職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。</p> <p>③退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p>
	<p>4. 収益及び費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>②販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。</p> <p>③利用事業 ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p>
	<p>5. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p>
	<p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p>
	<p>7. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「-」と表示しています。</p>
	<p>8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。</p> <p>②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。</p>

項目	注記事項
会計上の見積りに関する注記	<p>1. 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（純額）68,050千円 （繰延税金負債と相殺前の金額は70,487千円です）</p> <p>② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>ア. 算定方法 おおむね5年以内の課税所得の見積額を限度として、合理的にスケジューリングされた将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しています。</p> <p>イ. 主要な仮定 過去3年及び当事業年度の業績等により、長期にわたる安定的な課税所得の発生は予測できないため、将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年以内）内の課税所得の見積額を限度としています。</p> <p>ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>2. 固定資産の減損</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 5,412千円</p> <p>② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>ア. 算定方法 「損益計算書に関する注記」の「1. 減損会計適用による固定資産の減損損失」に記載しています。</p> <p>イ. 主要な仮定 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては単年度事業計画等を基礎として算出しており、計画年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。</p> <p>ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>3. 貸倒引当金</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 26,717千円</p> <p>② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>ア. 算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」 「①貸倒引当金」に記載しています。</p> <p>イ. 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。</p> <p>ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>

項目	注記事項													
貸借対照表に関する注記	<p>1. 圧縮記帳額 有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は1,194,158千円であり、その内訳は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="437 342 852 510"> <tr> <td>建物</td> <td>783,809千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>79,413千円</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>314,631千円</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>4,330千円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>11,972千円</td> </tr> </table>	建物	783,809千円	構築物	79,413千円	機械装置	314,631千円	車両運搬具	4,330千円	工具器具備品	11,972千円			
	建物	783,809千円												
	構築物	79,413千円												
	機械装置	314,631千円												
	車両運搬具	4,330千円												
	工具器具備品	11,972千円												
	<p>2. 担保に供した資産等 担保に供した資産等は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担保に供している資産 <table border="1" data-bbox="491 611 1206 645"> <tr> <td>預金</td> <td>2,501,400千円</td> </tr> </table> ・担保資産に対応する債務 <table border="1" data-bbox="491 678 1206 745"> <tr> <td>為替決済に係る債務（上限）</td> <td>2,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>公金取扱にかかる決済保証金</td> <td>1,400千円</td> </tr> </table> 	預金	2,501,400千円	為替決済に係る債務（上限）	2,500,000千円	公金取扱にかかる決済保証金	1,400千円							
	預金	2,501,400千円												
	為替決済に係る債務（上限）	2,500,000千円												
	公金取扱にかかる決済保証金	1,400千円												
<p>3. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額</p>														
<p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="485 875 1238 1227"> <thead> <tr> <th>債権区分</th> <th>債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</td> <td>48,738</td> </tr> <tr> <td>危険債権</td> <td>1,066</td> </tr> <tr> <td>要管理債権</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> 三月以上延滞債権</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> 貸出条件緩和債権</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>49,805</td> </tr> </tbody> </table>	債権区分	債権額	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	48,738	危険債権	1,066	要管理債権	—	三月以上延滞債権	—	貸出条件緩和債権	—	合計	49,805
債権区分	債権額													
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	48,738													
危険債権	1,066													
要管理債権	—													
三月以上延滞債権	—													
貸出条件緩和債権	—													
合計	49,805													
<p>(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。</p> <p>2. 危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。</p> <p>3. 要管理債権 「4.三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「5.貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。</p> <p>4. 三月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。</p> <p>5. 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。</p>														

項目	注記事項														
損益計算書に関する注記	<p>1. 減損会計適用による固定資産の減損損失</p> <p>当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、遊休資産及び賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店及び営農関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。</p> <p>減損損失の兆候がある資産または資産グループについては、全て割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについて、減損損失を認識いたしました。</p> <p>減損損失の内訳は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="323 521 1437 904"> <thead> <tr> <th data-bbox="323 521 480 595">区分</th> <th data-bbox="480 521 676 595">資産名 (場所)</th> <th data-bbox="676 521 1023 595">減損損失の認識に至った経緯</th> <th data-bbox="1023 521 1251 595">種類ごとの減損損失額(千円)</th> <th data-bbox="1251 521 1437 595">回収可能価額の算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="323 595 480 725">遊休資産</td> <td data-bbox="480 595 676 725">旧武茂給油所 (那珂川町)</td> <td data-bbox="676 595 1023 725">活用見込みのない資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。</td> <td data-bbox="1023 595 1251 725">(土地) 149 (建物) 5,035</td> <td data-bbox="1251 595 1437 725" rowspan="2">正味売却価額を採用し、時価は固定資産税評価額で算定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 725 480 904">賃貸資産</td> <td data-bbox="480 725 676 904">盛谷倉庫 (那珂川町)</td> <td data-bbox="676 725 1023 904">賃貸資産について、割引前将来キャッシュフロー総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。</td> <td data-bbox="1023 725 1251 904">(土地) 227</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資産名 (場所)	減損損失の認識に至った経緯	種類ごとの減損損失額(千円)	回収可能価額の算定方法	遊休資産	旧武茂給油所 (那珂川町)	活用見込みのない資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。	(土地) 149 (建物) 5,035	正味売却価額を採用し、時価は固定資産税評価額で算定	賃貸資産	盛谷倉庫 (那珂川町)	賃貸資産について、割引前将来キャッシュフロー総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。	(土地) 227
区分	資産名 (場所)	減損損失の認識に至った経緯	種類ごとの減損損失額(千円)	回収可能価額の算定方法											
遊休資産	旧武茂給油所 (那珂川町)	活用見込みのない資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。	(土地) 149 (建物) 5,035	正味売却価額を採用し、時価は固定資産税評価額で算定											
賃貸資産	盛谷倉庫 (那珂川町)	賃貸資産について、割引前将来キャッシュフロー総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。	(土地) 227												
金融商品に関する注記	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針</p> <p>当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や社債など有価証券による運用を行っています。</p> <p>②金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。</p> <p>また、有価証券は、主に債券であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。</p> <p>③金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>ア. 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>イ. 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p>														

項目	注記事項																																								
金融商品に関する注記	<p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が685,267千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>																																								
	<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等</p> <p>当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。</p> <table border="1" data-bbox="376 1111 1321 1576"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預金</td> <td>65,075,015</td> <td>64,923,744</td> <td>△151,271</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他有価証券</td> <td>11,540,800</td> <td>11,540,800</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>14,212,833</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金</td> <td>△26,219</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金控除後</td> <td>14,186,613</td> <td>14,237,346</td> <td>50,733</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>90,802,428</td> <td>90,701,890</td> <td>△100,538</td> </tr> <tr> <td>貯金</td> <td>93,175,197</td> <td>92,915,193</td> <td>△260,003</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>93,175,197</td> <td>92,915,193</td> <td>△260,003</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)貸倒引当金は、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。</p> <p>②金融商品の時価の算定方法</p> <p>ア. 資産</p> <p>a 預金</p> <p>満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>b 有価証券</p> <p>有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から掲示された価格によっています。</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	預金	65,075,015	64,923,744	△151,271	有価証券				その他有価証券	11,540,800	11,540,800	－	貸出金	14,212,833	－	－	貸倒引当金	△26,219	－	－	貸倒引当金控除後	14,186,613	14,237,346	50,733	資産計	90,802,428	90,701,890	△100,538	貯金	93,175,197	92,915,193	△260,003	負債計	93,175,197	92,915,193	△260,003
	貸借対照表計上額	時価	差額																																						
預金	65,075,015	64,923,744	△151,271																																						
有価証券																																									
その他有価証券	11,540,800	11,540,800	－																																						
貸出金	14,212,833	－	－																																						
貸倒引当金	△26,219	－	－																																						
貸倒引当金控除後	14,186,613	14,237,346	50,733																																						
資産計	90,802,428	90,701,890	△100,538																																						
貯金	93,175,197	92,915,193	△260,003																																						
負債計	93,175,197	92,915,193	△260,003																																						

項目	注記事項																																									
金融商品に関する注記	<p>c 貸出金</p> <p>貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。</p> <p>一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p>																																									
	<p>イ. 負債</p>																																									
	<p>a 貯金</p> <p>要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p>																																									
	<p>③市場価格のない株式等</p> <p>市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。</p>																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #0056b3; color: white;"></th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">外部出資</td> <td style="text-align: right;">7,262,721</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表計上額	外部出資	7,262,721																																					
		貸借対照表計上額																																								
	外部出資	7,262,721																																								
	<p>(注) 外部出資のうち、市場に取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。</p>																																									
	<p>④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額</p>																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #0056b3; color: white;"></th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">1年以内</th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">1年超 2年以内</th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">2年超 3年以内</th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">3年超 4年以内</th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">4年超 5年以内</th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">65,075,015</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">300,000</td> <td style="text-align: right;">400,000</td> <td style="text-align: right;">500,000</td> <td style="text-align: right;">500,000</td> <td style="text-align: right;">400,000</td> <td style="text-align: right;">10,700,000</td> </tr> <tr> <td> その他有価証券のうち満期があるもの</td> <td style="text-align: right;">1,641,307</td> <td style="text-align: right;">1,054,634</td> <td style="text-align: right;">922,872</td> <td style="text-align: right;">768,969</td> <td style="text-align: right;">655,044</td> <td style="text-align: right;">9,136,359</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">1,641,307</td> <td style="text-align: right;">1,054,634</td> <td style="text-align: right;">922,872</td> <td style="text-align: right;">768,969</td> <td style="text-align: right;">655,044</td> <td style="text-align: right;">9,136,359</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">67,016,322</td> <td style="text-align: right;">1,454,634</td> <td style="text-align: right;">1,422,872</td> <td style="text-align: right;">1,268,969</td> <td style="text-align: right;">1,055,044</td> <td style="text-align: right;">19,836,359</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預金	65,075,015	-	-	-	-	-	有価証券	300,000	400,000	500,000	500,000	400,000	10,700,000	その他有価証券のうち満期があるもの	1,641,307	1,054,634	922,872	768,969	655,044	9,136,359	貸出金	1,641,307	1,054,634	922,872	768,969	655,044	9,136,359	合計	67,016,322	1,454,634	1,422,872	1,268,969	1,055,044
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																				
預金	65,075,015	-	-	-	-	-																																				
有価証券	300,000	400,000	500,000	500,000	400,000	10,700,000																																				
その他有価証券のうち満期があるもの	1,641,307	1,054,634	922,872	768,969	655,044	9,136,359																																				
貸出金	1,641,307	1,054,634	922,872	768,969	655,044	9,136,359																																				
合計	67,016,322	1,454,634	1,422,872	1,268,969	1,055,044	19,836,359																																				
<p>(注)1. 貸出金のうち当座貸越258,281千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。</p> <p>2. 三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等33,645千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。</p>																																										
<p>⑤その他の有利子負債の決算日後の返済予定額</p>																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #0056b3; color: white;"></th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">1年以内</th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">1年超 2年以内</th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">2年超 3年以内</th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">3年超 4年以内</th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">4年超 5年以内</th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯金</td> <td style="text-align: right;">82,762,585</td> <td style="text-align: right;">4,202,044</td> <td style="text-align: right;">5,450,633</td> <td style="text-align: right;">394,928</td> <td style="text-align: right;">354,934</td> <td style="text-align: right;">10,070</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯金	82,762,585	4,202,044	5,450,633	394,928	354,934	10,070																												
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																				
貯金	82,762,585	4,202,044	5,450,633	394,928	354,934	10,070																																				
<p>(注)1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。</p>																																										

項目	注記事項													
有価証券に関する注記	1.有価証券の時価、評価差額に関する事項													
	①その他有価証券で時価のあるもの その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については次の通りです。													
			取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額									
	貸借対象表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債 社債 小計	1,327,665 66,760 1,394,425	1,343,610 80,760 1,424,370	15,944 14,000 29,944									
	貸借対象表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債 社債 小計	7,263,017 4,094,711 11,357,728	6,347,720 3,768,710 10,116,430	△915,297 △326,001 △1,241,298									
合計		12,752,154	11,540,800	△1,211,354										
なお、上記差額金を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。														
退職給付に関する注記	1.退職給付債務の内容													
	①採用している退職給付制度の概要													
	職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度、および全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。													
	なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。													
	また、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会へ今年度、退職給付掛金17,770千円を福利厚生費に計上しています。													
	②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表													
	<table border="0"> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>127,524千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>55,854千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△32,311千円</td> </tr> <tr> <td>確定給付型年金制度への拠出金</td> <td>△10,598千円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td>140,469千円</td> </tr> </table>				期首における退職給付引当金	127,524千円	退職給付費用	55,854千円	退職給付の支払額	△32,311千円	確定給付型年金制度への拠出金	△10,598千円	期末における退職給付引当金	140,469千円
	期首における退職給付引当金	127,524千円												
	退職給付費用	55,854千円												
	退職給付の支払額	△32,311千円												
確定給付型年金制度への拠出金	△10,598千円													
期末における退職給付引当金	140,469千円													
③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表														
<table border="0"> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>686,753千円</td> </tr> <tr> <td>確定給付型年金制度</td> <td>△239,610千円</td> </tr> <tr> <td>特定退職金共済制度</td> <td>△306,673千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>140,469千円</td> </tr> </table>				退職給付債務	686,753千円	確定給付型年金制度	△239,610千円	特定退職金共済制度	△306,673千円	退職給付引当金	140,469千円			
退職給付債務	686,753千円													
確定給付型年金制度	△239,610千円													
特定退職金共済制度	△306,673千円													
退職給付引当金	140,469千円													
④退職給付に関連する損益														
<table border="0"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>55,854千円</td> </tr> <tr> <td>出向者負担金</td> <td>△3,495千円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付費用</td> <td>52,358千円</td> </tr> </table>				簡便法で計算した退職給付費用	55,854千円	出向者負担金	△3,495千円	期末における退職給付費用	52,358千円					
簡便法で計算した退職給付費用	55,854千円													
出向者負担金	△3,495千円													
期末における退職給付費用	52,358千円													
⑤年金資産の主な内訳														
一般勘定 100%														
2. 特例業務負担金														
人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金12,941千円を含めて計上しています。														
なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、105,528千円となっています。														

項目	注記事項		
税効果会計に関する注記	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳		
	①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
	繰延税金資産		
	賞与引当金	15,268	千円
	未払事業税	2,534	千円
	退職給付引当金	38,909	千円
	減損損失（非償却資産）	19,971	千円
	減価償却費限度超過額	36,913	千円
	貸付利息未計上	7,171	千円
	法定福利費	2,701	千円
	未払奨励金	1,903	千円
	事業債減損損失	5,329	千円
	その他有価証券評価差額金	335,545	千円
	その他	208	千円
	繰延税金資産小計	466,456	千円
	評価性引当金額	△395,968	千円
	繰延税金資産合計（a）	70,487	千円
	繰延税金負債		
	全農外部出資評価益（合併交付金）	△2,437	千円
	繰延税金負債合計（b）	△2,437	千円
	繰延税金資産の純額（a）+（b）	68,050	千円
	②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳		
	法定実効税率	27.7	%
	（調整）		
	交際費等永久に損金に算入できない項目	4.8	%
受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△4.3	%	
住民税均等割	4.6	%	
評価性引当額の増減	△0.4	%	
法人税の税額控除	△0.3	%	
その他	△0.6	%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.5	%	
③当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響			
<p>「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.7%から28.4%に変更されます。</p>			
<p>なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は965千円増加し、法人税等調整額は965千円減少します。</p>			

項目	注記事項																											
収益認識に関する注記	「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。																											
その他の注記	<p>1. 貸借対照表に計上していない資産除去債務</p> <p>当組合は、下記の資産に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該資産は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。</p> <table border="1" data-bbox="341 622 1369 965"> <thead> <tr> <th data-bbox="341 622 651 678">種別</th> <th data-bbox="651 622 1029 678">使用目的</th> <th data-bbox="1029 622 1369 678">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="341 678 651 707">倉庫</td> <td data-bbox="651 678 1029 707">熊田農業倉庫敷地 他5箇所</td> <td data-bbox="1029 678 1369 707">那須烏山市熊田 他</td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 707 651 736">ライスセンター</td> <td data-bbox="651 707 1029 736">ライスセンター・旧出張所等敷地</td> <td data-bbox="1029 707 1369 736">那須烏山市藤田</td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 736 651 766">//</td> <td data-bbox="651 736 1029 766">北部ライスセンター敷地</td> <td data-bbox="1029 736 1369 766">那珂川町白久</td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 766 651 795">葬祭ホール</td> <td data-bbox="651 766 1029 795">セレモニーホール敷地</td> <td data-bbox="1029 766 1369 795">那須烏山市神長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 795 651 824">//</td> <td data-bbox="651 795 1029 824">北部セレモニーホール敷地</td> <td data-bbox="1029 795 1369 824">那珂川町小口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 824 651 853">種子施設</td> <td data-bbox="651 824 1029 853">種子センター敷地</td> <td data-bbox="1029 824 1369 853">那須烏山市中山</td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 853 651 882">育苗センター</td> <td data-bbox="651 853 1029 882">藤田育苗センター敷地</td> <td data-bbox="1029 853 1369 882">那須烏山市藤田</td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 882 651 911">選果場</td> <td data-bbox="651 882 1029 911">梨・トマト選果場</td> <td data-bbox="1029 882 1369 911">那須烏山市熊田</td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用目的	所在地	倉庫	熊田農業倉庫敷地 他5箇所	那須烏山市熊田 他	ライスセンター	ライスセンター・旧出張所等敷地	那須烏山市藤田	//	北部ライスセンター敷地	那珂川町白久	葬祭ホール	セレモニーホール敷地	那須烏山市神長	//	北部セレモニーホール敷地	那珂川町小口	種子施設	種子センター敷地	那須烏山市中山	育苗センター	藤田育苗センター敷地	那須烏山市藤田	選果場	梨・トマト選果場	那須烏山市熊田
種別	使用目的	所在地																										
倉庫	熊田農業倉庫敷地 他5箇所	那須烏山市熊田 他																										
ライスセンター	ライスセンター・旧出張所等敷地	那須烏山市藤田																										
//	北部ライスセンター敷地	那珂川町白久																										
葬祭ホール	セレモニーホール敷地	那須烏山市神長																										
//	北部セレモニーホール敷地	那珂川町小口																										
種子施設	種子センター敷地	那須烏山市中山																										
育苗センター	藤田育苗センター敷地	那須烏山市藤田																										
選果場	梨・トマト選果場	那須烏山市熊田																										

【令和7年度】

項目	注記事項
継続組合の前提に関する注記	継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。
重要な会計方針に係る事項に関する注記	<p>1. 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 ア. その他の有価証券 ・時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>②棚卸資産 ア. 購買品（生産資材）・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） イ. 購買品（園芸資材、生活物資） ・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。 また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。</p> <p>②無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。</p>

項目	注記事項
	<p>②賞与引当金 職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。</p> <p>③退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p>
	<p>4. 収益及び費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>②販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。</p> <p>③利用事業 ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p>
	<p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p>
	<p>6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「-」と表示しています。</p>
	<p>7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。</p> <p>②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。</p>

項目	注記事項
会計上の見積りに関する注記	<p>1. 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（純額）68,490千円 （繰延税金負債と相殺前の金額は70,990千円です）</p> <p>② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>ア. 算定方法 おおむね5年以内の課税所得の見積額を限度として、合理的にスケジューリングされた将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しています。</p> <p>イ. 主要な仮定 過去3年及び当事業年度の業績等により、長期にわたる安定的な課税所得の発生は予測できないため、将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年以内）内の課税所得の見積額を限度としています。</p> <p>ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p>
	<p>2. 固定資産の減損</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 10,952千円</p> <p>② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>ア. 算定方法 「損益計算書に関する注記」の「1. 減損会計適用による固定資産の減損損失」に記載しています。</p> <p>イ. 主要な仮定 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては単年度事業計画等を基礎として算出しており、計画年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。</p> <p>ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p>
	<p>3. 貸倒引当金</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 24,350千円</p> <p>② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>ア. 算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。</p> <p>イ. 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。</p> <p>ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>

項目	注記事項													
貸借対照表に関する注記	<p>1. 圧縮記帳額 有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は1,207,352千円であり、その内訳は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>799,673千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>70,901千円</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>311,460千円</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>5,535千円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>19,782千円</td> </tr> </table>	建物	799,673千円	構築物	70,901千円	機械装置	311,460千円	車両運搬具	5,535千円	工具器具備品	19,782千円			
	建物	799,673千円												
	構築物	70,901千円												
	機械装置	311,460千円												
車両運搬具	5,535千円													
工具器具備品	19,782千円													
<p>2. 担保に供した資産等 担保に供した資産等は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担保に供している資産 <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>2,501,400千円</td> </tr> </table> ・担保資産に対応する債務 <table border="0"> <tr> <td>為替決済に係る債務（上限）</td> <td>2,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>公金取扱にかかる決済保証金</td> <td>1,400千円</td> </tr> </table> 	預金	2,501,400千円	為替決済に係る債務（上限）	2,500,000千円	公金取扱にかかる決済保証金	1,400千円								
預金	2,501,400千円													
為替決済に係る債務（上限）	2,500,000千円													
公金取扱にかかる決済保証金	1,400千円													
<p>3. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>債権区分</th> <th>債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</td> <td>45,139</td> </tr> <tr> <td>危険債権</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>要管理債権</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td> 三月以上延滞債権</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td> 貸出条件緩和債権</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>45,139</td> </tr> </tbody> </table>	債権区分	債権額	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	45,139	危険債権	－	要管理債権	－	三月以上延滞債権	－	貸出条件緩和債権	－	合計	45,139
債権区分	債権額													
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	45,139													
危険債権	－													
要管理債権	－													
三月以上延滞債権	－													
貸出条件緩和債権	－													
合計	45,139													
<p>(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。</p> <p>2. 危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。</p> <p>3. 要管理債権 「4.三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「5.貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。</p> <p>4. 三月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。</p> <p>5. 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。</p>														

項目	注記事項					
損益計算書に関する注記	<p>1. 減損会計適用による固定資産の減損損失</p> <p>当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、遊休資産及び賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店及び営業関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。</p> <p>減損損失の兆候がある資産または資産グループについては、全て割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについて、減損損失を認識いたしました。</p> <p>減損損失の内訳は次のとおりです。</p>					
	区分	資産名(場所)	減損損失の認識に至った経緯	種類ごとの減損損失額(千円)		回収可能価額の算定方法
	遊休資産	旧大内事務所(那珂川町)	活用見込みのない資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。	(土地) 369 (建物) 3,866		正味売却価額を採用し、時価は固定資産税評価額で算定
	共用資産	藤田集荷所(那須烏山市)	共用資産(集荷所)について、将来活用しない決定をした資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。	(建物) 1,061 (機械装置) 37 (器具備品) 428		
		烏山集荷所(那須烏山市)		(建物) 1,936		
		都集荷所(那珂川町)		(建物) 2,433 (機械装置) 140 (器具備品) 149		
	遊休資産	旧武茂給油所(那珂川町)	活用見込みのない資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。	(土地) 526		
	種類ごとの合計			(土地) 896 (建物) 9,298 (機械装置) 178 (器具備品) 578		
総合計			10,952			
金融商品に関する注記	1. 金融商品の状況に関する事項					
	①金融商品に対する取組方針					
	<p>当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や社債など有価証券による運用を行っています。</p>					
	②金融商品の内容及びそのリスク					
	<p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。</p> <p>また、有価証券は、主に債券であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。</p>					
	③金融商品に係るリスク管理体制					
	<p>ア. 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p>					
	イ. 市場リスクの管理					
	<p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めて</p>					

項目	注記事項																																								
金融商品に関する注記	<p>います。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が496,578千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>																																								
	<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等</p> <p>当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。</p> <table border="1" data-bbox="400 1368 1326 1771"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預金</td> <td>66,140,058</td> <td>65,934,531</td> <td>△205,527</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他有価証券</td> <td>10,598,840</td> <td>10,598,840</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>14,402,307</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金</td> <td>△23,888</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金控除後</td> <td>14,378,419</td> <td>14,372,759</td> <td>△5,659</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>91,117,318</td> <td>90,906,130</td> <td>△211,187</td> </tr> <tr> <td>貯金</td> <td>94,211,485</td> <td>93,879,399</td> <td>△332,085</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>94,211,485</td> <td>93,879,399</td> <td>△332,085</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)貸倒引当金は、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。</p> <p>②金融商品の時価の算定方法</p> <p>ア. 資産</p> <p> a 預金</p> <p> 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	預金	66,140,058	65,934,531	△205,527	有価証券				その他有価証券	10,598,840	10,598,840	-	貸出金	14,402,307	-	-	貸倒引当金	△23,888	-	-	貸倒引当金控除後	14,378,419	14,372,759	△5,659	資産計	91,117,318	90,906,130	△211,187	貯金	94,211,485	93,879,399	△332,085	負債計	94,211,485	93,879,399	△332,085
	貸借対照表計上額	時価	差額																																						
預金	66,140,058	65,934,531	△205,527																																						
有価証券																																									
その他有価証券	10,598,840	10,598,840	-																																						
貸出金	14,402,307	-	-																																						
貸倒引当金	△23,888	-	-																																						
貸倒引当金控除後	14,378,419	14,372,759	△5,659																																						
資産計	91,117,318	90,906,130	△211,187																																						
貯金	94,211,485	93,879,399	△332,085																																						
負債計	94,211,485	93,879,399	△332,085																																						

項目	注記事項																																			
金融商品に関する注記	<p>b 有価証券 有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から掲示された価格によっています。</p> <p>c 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p>																																			
	<p>イ. 負債</p> <p>a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p>																																			
	<p>③市場価格のない株式等 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。</p>																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; background-color: #0070c0; color: white;">貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">外部出資</td> <td style="text-align: right;">7,262,721</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表計上額	外部出資	7,262,721																															
		貸借対照表計上額																																		
	外部出資	7,262,721																																		
	<p>(注) 外部出資のうち、市場に取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。</p>																																			
	<p>④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額</p>																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 12.5%;">1年以内</th> <th style="width: 12.5%;">1年超 2年以内</th> <th style="width: 12.5%;">2年超 3年以内</th> <th style="width: 12.5%;">3年超 4年以内</th> <th style="width: 12.5%;">4年超 5年以内</th> <th style="width: 12.5%;">5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">66,140,058</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>有価証券 其他有価証券の うち満期があるもの</td> <td style="text-align: right;">200,000</td> <td style="text-align: right;">300,000</td> <td style="text-align: right;">500,000</td> <td style="text-align: right;">400,000</td> <td style="text-align: right;">1,300,000</td> <td style="text-align: right;">9,700,000</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">1,551,620</td> <td style="text-align: right;">991,729</td> <td style="text-align: right;">836,489</td> <td style="text-align: right;">722,295</td> <td style="text-align: right;">629,012</td> <td style="text-align: right;">9,641,152</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">67,891,679</td> <td style="text-align: right;">1,291,729</td> <td style="text-align: right;">1,336,489</td> <td style="text-align: right;">1,122,295</td> <td style="text-align: right;">1,929,012</td> <td style="text-align: right;">19,341,152</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預金	66,140,058	-	-	-	-	-	有価証券 其他有価証券の うち満期があるもの	200,000	300,000	500,000	400,000	1,300,000	9,700,000	貸出金	1,551,620	991,729	836,489	722,295	629,012	9,641,152	合計	67,891,679	1,291,729	1,336,489	1,122,295	1,929,012	19,341,152
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																													
預金	66,140,058	-	-	-	-	-																														
有価証券 其他有価証券の うち満期があるもの	200,000	300,000	500,000	400,000	1,300,000	9,700,000																														
貸出金	1,551,620	991,729	836,489	722,295	629,012	9,641,152																														
合計	67,891,679	1,291,729	1,336,489	1,122,295	1,929,012	19,341,152																														
<p>(注) 1. 貸出金のうち当座貸越234,191千円については「1年以内」に含めています。 また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。 2. 三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等30,008千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。</p>																																				
<p>⑤その他の有利子負債の決算日後の返済予定額</p>																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 12.5%;">1年以内</th> <th style="width: 12.5%;">1年超 2年以内</th> <th style="width: 12.5%;">2年超 3年以内</th> <th style="width: 12.5%;">3年超 4年以内</th> <th style="width: 12.5%;">4年超 5年以内</th> <th style="width: 12.5%;">5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯金</td> <td style="text-align: right;">84,449,042</td> <td style="text-align: right;">5,221,528</td> <td style="text-align: right;">3,549,351</td> <td style="text-align: right;">276,845</td> <td style="text-align: right;">704,722</td> <td style="text-align: right;">9,995</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯金	84,449,042	5,221,528	3,549,351	276,845	704,722	9,995																						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																														
貯金	84,449,042	5,221,528	3,549,351	276,845	704,722	9,995																														
<p>(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。</p>																																				

項目	注記事項				
有価証券に関する注記	1.有価証券の時価、評価差額に関する事項				
	①その他有価証券で時価のあるもの				
	その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については次の通りです。				
			取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
	貸借対象表計上 額が取得原価又は 償却原価を超 えるもの	国債 社債 小計	510,287 66,760 577,047	511,510 82,530 594,040	1,222 15,770 16,992
	貸借対象表計上 額が取得原価又は 償却原価を超 えないもの	国債 社債 小計	8,160,410 3,595,542 11,755,952	6,722,450 3,282,350 10,004,800	△1,437,960 △313,192 △1,751,152
	合計		12,332,999	10,598,840	△1,734,159
	なお、上記差額金を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。				
	2.当期中に売却した債券				
	その他有価証券				
		売却額	売却益	売却損	
国債 社債		509,656 273,790	0 -	521 126,210	
合計		783,446	0	126,731	
退職給付に関する注記	1.退職給付債務の内容				
	①採用している退職給付制度の概要				
	職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度、および全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。				
	なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。				
	また、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会へ今年度、退職給付掛金17,069千円を福利厚生費に計上しています。				
	②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表				
	期首における退職給付引当金		140,469千円		
	退職給付費用		29,106千円		
	退職給付の支払額		△9,376千円		
	確定給付型年金制度への拠出金		△9,916千円		
期末における退職給付引当金		150,283千円			
③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表					
退職給付債務		699,776千円			
確定給付型年金制度		△241,504千円			
特定退職金共済制度		△307,988千円			
退職給付引当金		150,283千円			
④退職給付に関連する損益					
簡便法で計算した退職給付費用		29,106千円			
出向者負担金		△3,679千円			
期末における退職給付費用		25,427千円			
⑤年金資産の主な内訳					
一般勘定			100%		

項目	注記事項																																																																																	
退職給付に関する注記	<p>2. 特例業務負担金 人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金12,363千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、92,430千円となっています。</p>																																																																																	
税効果会計に関する注記	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳 ①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table border="1" data-bbox="389 607 1311 1227"> <tbody> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>12,719</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>1,496</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>42,647</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失（非償却資産）</td> <td>20,115</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費限度超過額</td> <td>38,084</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>貸付利息未計上</td> <td>7,308</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>2,261</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>未払奨励金</td> <td>2,435</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>事業債減損損失</td> <td>9,207</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>221</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>136,500</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金額</td> <td>△65,509</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計（a）</td> <td>70,990</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全農外部出資評価益（合併交付金）</td> <td>△2,499</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計（b）</td> <td>△2,499</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額（a）+（b）</td> <td>68,490</td> <td>千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳</p> <table border="1" data-bbox="389 1339 1311 1648"> <tbody> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>27.7</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>（調整）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入できない項目</td> <td>5.5</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入できない項目</td> <td>△5.1</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td>5.6</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>1.4</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>適用税率変動による影響額</td> <td>△1.3</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△0.7</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>33.1</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <p>③当事業年度にあった税率変更の内容及び影響 「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.7%から28.4%に変更されます。 なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）と法人税等調整額に対する影響額は軽微です。</p>	繰延税金資産			賞与引当金	12,719	千円	未払事業税	1,496	千円	退職給付引当金	42,647	千円	減損損失（非償却資産）	20,115	千円	減価償却費限度超過額	38,084	千円	貸付利息未計上	7,308	千円	法定福利費	2,261	千円	未払奨励金	2,435	千円	事業債減損損失	9,207	千円	その他	221	千円	繰延税金資産小計	136,500	千円	評価性引当金額	△65,509	千円	繰延税金資産合計（a）	70,990	千円	繰延税金負債			全農外部出資評価益（合併交付金）	△2,499	千円	繰延税金負債合計（b）	△2,499	千円	繰延税金資産の純額（a）+（b）	68,490	千円	法定実効税率	27.7	%	（調整）			交際費等永久に損金に算入できない項目	5.5	%	受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△5.1	%	住民税均等割	5.6	%	評価性引当額の増減	1.4	%	適用税率変動による影響額	△1.3	%	その他	△0.7	%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.1	%
繰延税金資産																																																																																		
賞与引当金	12,719	千円																																																																																
未払事業税	1,496	千円																																																																																
退職給付引当金	42,647	千円																																																																																
減損損失（非償却資産）	20,115	千円																																																																																
減価償却費限度超過額	38,084	千円																																																																																
貸付利息未計上	7,308	千円																																																																																
法定福利費	2,261	千円																																																																																
未払奨励金	2,435	千円																																																																																
事業債減損損失	9,207	千円																																																																																
その他	221	千円																																																																																
繰延税金資産小計	136,500	千円																																																																																
評価性引当金額	△65,509	千円																																																																																
繰延税金資産合計（a）	70,990	千円																																																																																
繰延税金負債																																																																																		
全農外部出資評価益（合併交付金）	△2,499	千円																																																																																
繰延税金負債合計（b）	△2,499	千円																																																																																
繰延税金資産の純額（a）+（b）	68,490	千円																																																																																
法定実効税率	27.7	%																																																																																
（調整）																																																																																		
交際費等永久に損金に算入できない項目	5.5	%																																																																																
受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△5.1	%																																																																																
住民税均等割	5.6	%																																																																																
評価性引当額の増減	1.4	%																																																																																
適用税率変動による影響額	△1.3	%																																																																																
その他	△0.7	%																																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.1	%																																																																																

項目	注記事項																											
収益認識に関する注記	「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。																											
その他の注記	<p>1. 貸借対照表に計上していない資産除去債務</p> <p>当組合は、下記の資産に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該資産は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。</p> <table border="1" data-bbox="347 654 1385 999"> <thead> <tr> <th data-bbox="347 654 660 712">種別</th> <th data-bbox="660 654 1040 712">使用目的</th> <th data-bbox="1040 654 1385 712">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 712 660 745">倉庫</td> <td data-bbox="660 712 1040 745">熊田農業倉庫敷地 他5箇所</td> <td data-bbox="1040 712 1385 745">那須烏山市熊田 他</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 745 660 779">ライスセンター</td> <td data-bbox="660 745 1040 779">ライスセンター・旧出張所等敷地</td> <td data-bbox="1040 745 1385 779">那須烏山市藤田</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 779 660 813">〃</td> <td data-bbox="660 779 1040 813">北部ライスセンター敷地</td> <td data-bbox="1040 779 1385 813">那珂川町白久</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 813 660 846">葬祭ホール</td> <td data-bbox="660 813 1040 846">セレモニーホール敷地</td> <td data-bbox="1040 813 1385 846">那須烏山市神長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 846 660 880">〃</td> <td data-bbox="660 846 1040 880">北部セレモニーホール敷地</td> <td data-bbox="1040 846 1385 880">那珂川町小口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 880 660 913">種子施設</td> <td data-bbox="660 880 1040 913">種子センター敷地</td> <td data-bbox="1040 880 1385 913">那須烏山市中山</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 913 660 947">育苗センター</td> <td data-bbox="660 913 1040 947">藤田育苗センター敷地</td> <td data-bbox="1040 913 1385 947">那須烏山市藤田</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 947 660 981">選果場</td> <td data-bbox="660 947 1040 981">梨・トマト選果場敷地</td> <td data-bbox="1040 947 1385 981">那須烏山市熊田</td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用目的	所在地	倉庫	熊田農業倉庫敷地 他5箇所	那須烏山市熊田 他	ライスセンター	ライスセンター・旧出張所等敷地	那須烏山市藤田	〃	北部ライスセンター敷地	那珂川町白久	葬祭ホール	セレモニーホール敷地	那須烏山市神長	〃	北部セレモニーホール敷地	那珂川町小口	種子施設	種子センター敷地	那須烏山市中山	育苗センター	藤田育苗センター敷地	那須烏山市藤田	選果場	梨・トマト選果場敷地	那須烏山市熊田
種別	使用目的	所在地																										
倉庫	熊田農業倉庫敷地 他5箇所	那須烏山市熊田 他																										
ライスセンター	ライスセンター・旧出張所等敷地	那須烏山市藤田																										
〃	北部ライスセンター敷地	那珂川町白久																										
葬祭ホール	セレモニーホール敷地	那須烏山市神長																										
〃	北部セレモニーホール敷地	那珂川町小口																										
種子施設	種子センター敷地	那須烏山市中山																										
育苗センター	藤田育苗センター敷地	那須烏山市藤田																										
選果場	梨・トマト選果場敷地	那須烏山市熊田																										

5. 剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	金 額	
	6年度	7年度
1 当期末処分剰余金	279,178,251	256,054,217
2 剰余金処分額	141,545,225	151,323,689
(1) 利益準備金	30,000,000	30,000,000
(2) 任意積立金	97,851,341	107,823,351
信用事業基盤整備強化積立金	(40,000,000)	(30,000,000)
営農経済施設整備及び運営積立金	(29,286,776)	(29,286,776)
園芸作物栽培施設導入支援積立金	(16,181,411)	(8,095,917)
教育基金積立金	(250,000)	(-)
経営安定化積立金	(-)	(40,000,000)
税効果調整積立金	(12,133,154)	(440,658)
(3) 出資配当金	13,693,884	13,500,338
3 次期繰越剰余金	137,633,026	104,730,528

(注) 1. 出資配当金の基準は次のとおりです。

令和6年度 1.2%

令和7年度 1.2%

2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和6年度 16,000,000円

令和7年度 16,000,000円

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

項目	積立目的	積立目標額等及び取崩基準
信用事業基盤整備強化積立金	組合員の期待と信頼に応える事業機能を発揮するために強固な財務基盤を確立するため。	(積立目標額) 20億円 (取崩基準) 信用事業における様々なリスクへの対応と将来のシステ化・サービス充実のための諸対応のために支出できるものとする。
肥料価格安定事業準備金	肥料価格の年間安定をはかるため。	(積立目標額) 「営農相談・施肥コスト抑制運動基本要領」に基づき全農栃木県本部が示す額(面積予約数量×一定の単価) (取崩基準) 肥料価格の期中改定により値上がりが発生した場合には、「営農相談・施肥コスト抑制運動基本要領」に基づき取崩す。
教育基金積立金	組合における教育活動を長期的かつ安定的に実施するため。	(積立目標額) 160,000千円 (取崩基準) 次に示す①または②の費用支出を行ったときは、当該目的積立金の金額を取り崩すことができる。 ① 組合員の教育活動への支出 ② その他積立目的に類する支出

項目	積立目的	積立目標額等及び取崩基準
営農経済施設整備及び運営積立金	営農経済施設等の整備及びその安定的運営に必要な財務基盤を確立するため。	(積立目標額) 10億円 (取崩基準) 次の事項が生じたときは、理事会の決議により必要額を取崩すことができるものとする。 ①固定資産処分損及び取り壊し費用 ②新たに償却を開始する営農経済施設別の各減価償却費及び運営費
宅地等供給事業運営積立金	宅地等供給事業実施規程第9条に基づき、宅地等供給事業の安定的な運営を図るため。	(積立目標額) 転用相当農地等の売渡しの事業により生じた利益について、実施規程の定めるところに従い積み立てる。 ただし、積立目標額は50,000千円とし、この金額に達している場合は積み立てない。 (取崩基準) 宅地等供給事業の改善発展のために支出できるものとし、事業を廃止したときは全額を取崩す。
本所事務所設置及び運営積立金	本所事務所の建設・運営に備えるため。	(積立目標額) 3億円 (造成期間) 積立目標額が達成されるまで。但し、本積立金が積立目標額に達成する前に新本所事務所が設置され、新本所帳簿価額を本積立金残高が上回る場合は積立を終了する。 (取崩基準) 新本所事務所を設置し、かつ上記(造成期間)が終了したのち、事業年度末において本積立金残高が新本所帳簿価額を超える金額について取り崩す。
事業体制再編整備及び運営積立金	事業実施体制の再構築に係る施設整備・運営に備えるため。	(積立目標額) 3億円 (取崩基準) 積立目標額が達成された場合、各事業年度末において本積立金残高が整備対象施設の帳簿価額を超える金額について取崩す。
経営安定化積立金	特例業務負担金の支出に対し、必要な財務基盤を確立するため。	(積立目標額) 2.5億円 (取崩基準) 特例業務負担金の請求があった場合に必要額を取り崩すことができるものとし、特例業務負担金制度完了時には全額を取り崩すものとする。
園芸作物栽培施設導入支援積立金	農業者の所得増大、農業生産の拡大に繋げる取り組みに備えるため。	(積立目標額) 3千万円 (取崩基準) 「園芸作物栽培施設(パイプハウス・果樹棚)導入支援事業実施要領」に基づき、園芸作物栽培施設導入にかかる支援を行ったときは、支援相当額を限度に取り崩す。
税効果調整積立金	税効果会計による繰延税金資産(法人税等の前払い分)について将来の減少に備えるため。	(積立目標額) 税効果会計による繰延税金資産相当額 (取崩基準) 法人税等の前払金額が回収された年度においてその回収金額を取崩す。
退職給付対策積立金	退職給付会計の変更による多額の費用支出に備えるため。	(積立目標額) 2.6億円 (取崩基準) 退職給付会計制度変更に伴う影響等の費用支出があった時は、全額を取り崩す。

6. 部門別損益計算書

(令和6年度)

令和6年3月1日から令和7年2月28日

1. 部門別損益計算書

(単位：千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	3,181,246	698,786	563,751	1,309,312	600,121	9,275	
事業費用②	1,711,789	139,573	47,026	1,008,357	468,483	48,347	
事業総利益③ (①-②)	1,469,457	559,213	516,724	300,955	131,637	△39,072	
事業管理費④	1,409,454	455,734	281,818	341,836	221,006	109,057	
うち減価償却費⑤	(94,219)	(13,610)	(7,478)	(59,338)	(12,123)	(1,668)	
うち人件費⑥	(1,042,358)	(318,664)	(229,024)	(224,978)	(173,906)	(95,784)	
うち共通管理費⑥		106,629	64,844	79,165	40,256	10,993	△301,889
うち減価償却費⑦		(7,625)	(4,637)	(5,661)	(2,878)	(786)	(△21,590)
うち人件費⑦		(46,293)	(28,152)	(34,369)	(17,477)	(4,772)	(△131,066)
事業利益⑧ (③-④)	60,003	103,478	234,905	△40,881	△89,368	△148,130	
事業外収益⑨	52,553	7,820	28,232	12,688	3,016	795	
うち共通分⑩		7,715	4,692	5,728	2,913	795	△21,845
事業外費用⑪	2,308	639	388	973	241	65	
うち共通分⑫		639	388	474	241	65	△1,809
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	110,248	110,659	262,749	△29,166	△86,593	△147,400	
特別利益⑭	-	-	-	-	-	-	
うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失⑯	5,412	1,911	1,162	1,419	721	197	
うち共通分⑰		1,911	1,162	1,419	721	197	△5,412
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	104,836	108,748	261,587	△30,585	△87,315	△147,598	
営農指導事業分配賦額⑲		45,807	43,728	33,172	24,889	△147,598	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	104,836	62,941	217,858	△63,758	△112,205		

(注) 1. ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分。

(注) 2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 (人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割) の平均値

(2) 営農指導事業 (均等割+事業総利益割) の平均値

(注) 3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	35.32	21.48	26.22	13.33	3.65	100.00
営農指導事業	31.04	29.63	22.48	16.85		100.00

2. 予算統制の状況

(単位：千円)

区分	当初予算額	修正額	修正後 予算額 c	決算額 d	差引 c-d	
事業管理費	1,364,506	-	1,364,506	1,409,454	△ 44,948	
営農指導事業	収入 a	6,700	-	6,700	9,275	△ 2,575
	支出 b	46,700	-	46,700	48,347	△ 1,647
	差引 a-b	△ 40,000	-	△ 40,000	△ 39,072	△ 927

3. 専属事業損益の内訳

(単位：千円)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業
経常利益 a (⑬)	110,659	262,749	△ 29,166	△ 86,593	△ 147,400
減価償却費 b (⑤-⑦)	5,985	2,840	53,677	9,244	882
共通管理費等 c (⑥-⑩+⑫)	99,553	60,541	73,911	37,584	10,264
専属事業損益 d (a+b+c)	216,197	326,131	98,422	△ 39,764	△ 136,254

4. 部門別の資産

(単位：千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	経済事業	共通資産
事業別の総資産	101,175,479	91,829,259	41,383	1,226,042	8,078,793
総資産(共通資産配賦後)	101,175,479	94,682,689	1,776,708	4,716,081	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準

・配賦基準については、3. 配賦割合(共通管理費等)と同様の基準によっています。

(令和7年度)

令和7年3月1日から令和8年2月28日

1. 部門別損益計算書

(単位：千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	3,372,608	887,113	552,934	1,309,210	616,960	6,388	
事業費用②	1,970,436	374,393	44,522	1,033,086	479,868	38,565	
事業総利益③ (①-②)	1,402,171	512,719	508,411	276,124	137,092	△32,176	
事業管理費④	1,346,215	429,897	264,964	316,934	219,637	114,782	
うち減価償却費⑤	(85,124)	(13,555)	(6,993)	(52,670)	(9,780)	(2,124)	
うち人件費⑤'	(977,640)	(286,475)	(211,102)	(207,779)	(171,687)	(100,596)	
うち共通管理費⑥		105,225	63,695	73,011	40,896	12,325	△295,154
うち減価償却費⑦		(6,103)	(3,694)	(4,234)	(2,372)	(714)	(△17,120)
うち人件費⑦'		(43,763)	(26,490)	(30,365)	(17,008)	(5,126)	(△122,754)
事業利益⑧ (③-④)	55,955	82,822	243,447	△40,810	△82,544	△146,959	
事業外収益⑨	50,354	6,766	27,607	12,379	2,813	787	
うち共通分⑩		6,719	4,067	4,662	2,611	787	△18,847
事業外費用⑪	9,851	3,334	2,018	2,812	1,295	390	
うち共通分⑫		3,334	2,018	2,313	1,295	390	△9,352
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	96,458	86,255	269,036	△31,243	△81,027	△146,562	
特別利益⑭	162	-	-	162	-	-	
うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失⑯	11,050	4,003	2,363	2,709	1,517	457	
うち共通分⑰		3,904	2,363	2,709	1,517	457	△10,952
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	85,569	82,251	266,672	△33,789	△82,545	△147,020	
営農指導事業分配賦額⑲		44,654	44,433	32,528	25,403	△147,020	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	85,569	37,597	222,239	△66,318	△107,948		

(注) 1. ①・②の「合計」欄は、各事業の収益・費用の単純合計値を記載しています。一方、損益計算書上の事業収益・事業費用は、農業協同組合施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しません。

2. ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分。

3. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 (人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割) の平均値

(2) 営農指導事業 (均等割+事業総利益割) の平均値

4. 配賦割合 (2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	35.65	21.58	24.74	13.86	4.18	100.00
営農指導事業	30.37	30.22	22.13	17.28		100.00

2. 予算統制の状況

(単位：千円)

区分	当初予算額	修正額	修正後 予算額 c	決算額 d	差引 c-d
事業管理費	1,334,667	-	1,334,667	1,346,215	△ 11,548
営農指導事業	収入 a	7,099	7,099	6,388	710
	支出 b	42,899	42,899	38,565	4,333
	差引 a-b	△35,800	-	△35,800	△ 32,176

3. 専属事業損益の内訳

(単位：千円)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業
経常利益 a (⑬)	86,255	269,036	△ 31,243	△ 81,027	△ 146,562
減価償却費 b (⑤-⑦)	7,452	3,298	48,435	7,408	1,409
共通管理費等 c (⑥-⑩+⑫)	101,840	61,646	70,662	39,581	11,928
専属事業損益 d (a+b+c)	195,547	333,981	87,855	△ 34,037	△ 133,224

4. 部門別の資産

(単位：千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	経済事業	共通資産
事業別の総資産	101,645,870	92,331,213	45,941	1,204,292	8,064,423
総資産 (共通資産配賦後)	101,645,870	95,179,567	1,778,179	4,688,123	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準

・配賦基準については、4. 配賦割合 (共通管理費等) と同様の基準によっています。

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和7年3月1日から令和8年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和 8年 6月24日

那須南農業協同組合

代表理事組合長 中山 正樹

8. 会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
経常収益（事業収益）	3,565	3,263	3,533	3,181	3,372
信用事業収益	694	654	652	698	887
共済事業収益	590	588	559	563	552
農業関連事業収益	1,296	1,283	1,399	1,309	1,309
生活その他事業収益	975	730	917	600	616
営農指導事業収益	7	6	5	9	6
経常利益	246	299	219	110	96
当期剰余金	185	117	148	71	57
出資金 （出資口数）	1,171 (1,171,543)	1,178 (1,178,704)	1,165 (1,165,199)	1,156 (1,156,821)	1,135 (1,135,675)
純資産額	7,678	7,090	7,146	6,596	6,105
総資産額	102,303	103,521	102,462	101,175	101,645
貯金等残高	92,486	94,304	93,469	93,175	94,211
貸出金残高	14,933	15,117	15,050	14,212	14,402
有価証券残高	11,147	11,544	11,844	11,540	10,598
剰余金配当金額	17	28	11	13	13
出資配当額	17	11	11	13	13
事業分量配当金	-	17	-	-	-
職員数	201	196	191	182	175
自己資本比率	18.57%	18.63%	19.13%	19.32%	20.11%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 自己資本比率は、農協法第11条の2に基づいた自己資本比率を記載しています。
 4. 農業関連事業収益において委託販売にかかる販売高については、事業収益に含まれておりません。
 5. 信託業務の取り扱いはありません。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	6年度	7年度	増減
資金運用収支	592	691	99
役務取引等収支	22	19	△3
その他信用事業収支	△55	△198	△143
信用事業粗利益（信用事業粗利益率）	614 (0.66)	584 (0.63)	△30(△0.02)
事業粗利益（事業粗利益率）	1,530 (1.49)	1,491 (1.47)	△38(△0.02)
事業純益	136	145	9
実質事業純益	136	145	9
コア事業純益	136	145	9
コア事業純益（投資信託解約損益を除く）	136	145	9

- (注) 1. 「信用事業粗利益率」は、「信用事業粗利益/信用事業資産平均残高×100」で算出をしています。
 2. 「事業粗利益率」は、「事業粗利益/総資産平均残高×100」で算出をしています。

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	6年度			7年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	92,539	635	0.68	91,637	825	0.90
うち預金	65,229	370	0.56	64,254	527	0.82
うち有価証券	12,637	99	0.78	12,855	103	0.81
うち貸出金	14,673	166	1.13	14,526	194	1.34
資金調達勘定	93,294	42	0.04	92,882	133	0.14
うち貯金・定期積金	93,294	42	0.04	92,882	133	0.14
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	-	-	-	-	-	-
総資金利ざや	-	-	0.26	-	-	-

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達利回り(資金調達原価率)

2. 預金の受取利息は、農林中金からの預金奨励金・預金事業分量配当金が含まれています。

3. 貯金の支払利息は支払奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	6年度増減額	7年度増減額
受取利息(A)	50	189
うち預金	82	157
うち有価証券	4	4
うち貸出金	△36	27
支払利息(B)	33	91
うち貯金・定期積金	33	91
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	-	-
差引(C)=(A)-(B)	17	98

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 預金の受取利息は、農林中金からの預金奨励金・預金事業分量配当金が含まれています。

3. 貯金の支払利息は支払奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	6年度	7年度	増 減
流動性貯金	42,897 (45.9)	44,728 (48.1)	1831
定期性貯金	50,405 (54.0)	48,172 (51.8)	△2,233
小 計	93,302 (100.0)	92,900 (100.0)	△402
譲渡性貯金	- (-)	- (-)	-
合 計	93,302 (100.0)	92,900 (100.0)	△402

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+納税準備貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金
 3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	6年度	7年度	増 減
定期貯金	48,057 (100.0)	47,184 (100.0)	△873
うち固定自由金利定期	48,026 (99.9)	47,163 (99.9)	△863
うち変動自由金利定期	30 (0.0)	20 (0.0)	△10

- (注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	6年度	7年度	増 減
手形貸付金	199	173	△26
証書貸付金	13,732	13,636	△96
当座貸越	265	252	△13
割引手形	-	-	-
金融機関貸付金	480	463	△17
合 計	14,677	14,525	△152

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	6年度	7年度	増 減
固定金利貸出	6,739 (47.4)	6128 (42.5)	△611
変動金利貸出	7,473 (52.5)	8274 (57.4)	801
合 計	14,212 (100.0)	14,402 (100.0)	190

- (注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	6年度	7年度	増 減
自店貯金担保	405	392	△13
有価証券担保	-	-	-
商業手形担保	-	-	-
不動産担保	11,070	10,872	△198
共済証書	114	107	△7
その他担保	-	-	-
担保合計	11,590	11,372	△218
農業信用基金協会保証	1,370	1,447	77
個人保証	15	7	△8
その他保証	686	633	△53
保証合計	2,072	2,089	17
信用貸越	549	940	391
合 計	14,212	14,402	190

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	6年度	7年度	増 減
設備資金	12,021 (84.5)	11,856 (82.3)	△165
運転資金	2,190 (15.4)	2,545 (17.7)	355
合 計	14,212 (100.0)	14,402 (100.0)	190

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	6年度	7年度	増 減
農業	1,555 (10.9)	1,500 (10.4)	△55
林業	59 (0.4)	56 (0.3)	△3
水産業	- (-)	- (-)	-
製造業	3,533 (24.8)	3,592 (24.9)	59
鉱業	118 (0.8)	148 (1.0)	△30
建設・不動産業	1,666 (11.7)	1,638 (11.3)	△28
電気・ガス・熱供給水道業	153 (1.0)	142 (0.9)	△11
運輸・通信業	653 (4.5)	601 (4.1)	△52
金融・保険業	171 (1.2)	728 (5.0)	557
卸売・小売・サービス業・飲食業	3,122 (21.9)	3,072 (21.3)	△50
地方公共団体	547 (3.8)	437 (3.0)	△110
非営利法人	9 (0.0)	2 (0.0)	△7
その他	2,620 (18.4)	2,480 (17.2)	△140
合 計	14,212 (100.0)	14,402 (100.0)	190

(注) () 内は構成比です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	6年度	7年度	増 減
穀作	233	2	△231
野菜・園芸	112	256	△144
果樹・樹園農業	75	49	△26
工芸作物	1	76	75
養豚・肉牛・酪農	259	205	54
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	244	2	△242
農業関連団体等	-	-	-
合 計	927	590	△337

- (注)1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、⑥貸出金の業種別残高は、債務者の業種で、⑦主要な農業関係の貸出金残高は、資金用途別の貸出金残高であり、集計方法が異なるため、貸出金残高は一致しません。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	6年度	7年度	増 減
プロパー資金	770	508	△262
農業制度資金	156	269	113
農業近代化資金	140	170	30
その他制度資金	16	99	83
合 計	927	777	△150

- (注)1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(ｽﾊﾞｰｽ資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保 全 額				(参考) 購買未収金	
		担保	保証	引当	合計		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(A)	6年度	48	6	16	25	48	0
	7年度	45	6	15	23	45	0
危険債権(B)	6年度	1	-	1	-	1	-
	7年度	-	-	-	-	-	-
要管理債権(C)	6年度	-	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	6年度	-	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	6年度	-	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-	-

小計(D=A+B+C)	6年度	49	6	17	25	49	0
	7年度	45	6	15	23	45	0
正常債権(E)	6年度	14,172					
	7年度	14,373					
合計(D+E)	6年度	14,222					
	7年度	14,418					

- (注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

【令和6年度】

(単位：百万円)

種 類	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金(うち個別貸倒引当金勘定)	40 (40)	26 (26)	0 (0)	40 (40)	26 (26)
信用事業(うち個別貸倒引当金勘定)	40 (40)	26 (25)	- (-)	40 (40)	26 (25)
共済事業	-	-	-	-	-
購買事業(うち個別貸倒引当金勘定)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
販売事業(うち個別貸倒引当金勘定)	0 (-)	0 (-)	- (-)	0 (-)	0 (-)
その他事業(うち個別貸倒引当金勘定)	0 (-)	0 (-)	- (-)	0 (-)	0 (-)

【令和7年度】

(単位：百万円)

種 類	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金(うち個別貸倒引当金勘定)	26 (26)	24 (24)	0 (0)	26 (26)	24 (24)
信用事業(うち個別貸倒引当金勘定)	25 (25)	23 (23)	- (-)	26 (25)	23 (23)
共済事業	-	-	-	-	-
購買事業(うち個別貸倒引当金勘定)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
販売事業(うち個別貸倒引当金勘定)	0 (-)	0 (-)	- (-)	0 (-)	0 (-)
その他事業(うち個別貸倒引当金勘定)	0 (-)	0 (-)	- (-)	0 (-)	0 (-)

⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	6年度	7年度
貸出金償却額(信用)	-	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		6 年度		7 年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	17,037	129,020	18,182	130,283
	金 額	10,753	21,955	10,117	23,526
代金取立為替	件 数	0	5	0	7
	金 額	0	1	0	2
雑為替	件 数	1,693	864	1,265	294
	金 額	1,054	451	1,180	43
合 計	件 数	18,730	129,889	19,447	130,584
	金 額	11,808	22,408	11,297	23,572

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	6年度	7年度	増 減
国 債	8,477	8,730	252
地 方 債	-	-	-
政府保証債	-	-	-
金 融 債	-	-	-
社 債	4,160	4,125	△34
株 式	-	-	-
その他の証券	-	-	-
合 計	12,637	12,855	217

② 商品有価証券種類別平均残高

令和6年度・令和7年度において、該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めないもの	合 計
6年度								
国 債	101	410	627	-	1,294	5,257	-	7,691
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	199	495	289	1,689	455	720	-	3,849
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-
7年度								
国 債	-	409	204	-	2,445	4,174	-	7,233
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	199	395	1,409	541	528	290	-	3,364
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

[売買目的有価証券]

売買目的有価証券については、当J Aでは投機的運用を行わないため保有しておりません。

[満期保有目的の債券]

満期保有目的の債券については、当J Aでは保有しておりません。

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	6 年度			7 年度		
		取得価額	貸借対照表計上額	差 額	取得価額	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得価額を越えるもの	国 債	1,327	1,343	15	510	511	1
	社 債	66	80	14	66	82	15
	小 計	1,394	1,424	29	577	594	16
貸借対照表計上額が取得価額を越えないもの	国 債	7,263	6,347	△915	8,160	6,722	△1,437
	社 債	4,094	3,768	△326	3,595	3,282	△313
	小 計	11,357	10,116	△1,241	11,755	10,004	△1,751
合 計		12,752	11,540	△1,211	12,332	10,598	△1,734

(注) 取得価額は償却原価によっております。

② 金銭の信託の時価情報等

令和6年度・令和7年度において、該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

令和6年度・令和7年度において、該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

① 投資信託残高 (ファンドラップ含む)

(単位：百万円)

	6 年度	7 年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	1,475	1,800

(注) 投資信託残高 (ファンドラップ含む) は「約定日基準」に基づく算出です。

② 残高有り投資信託口座

(単位：口座)

	6 年度	7 年度
残高有り投資信託 口座数	687	747

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類	6年度		7年度		
	件数	金額	件数	金額	
生命系	終身共済	9,790	74,774,621	9,646	71,339,616
	定期生命共済	487	4,902,280	534	5,441,060
	養老生命共済	3,783	20,316,864	3,474	17,836,880
	うちこども共済	2,335	8,424,000	2,238	7,693,900
	医療共済	8,627	8,226,150	8,543	7,389,750
	がん共済	3,717	424,500	3,789	385,500
	定期医療共済	117	198,200	113	197,200
	介護共済	1,148	1,003,819	1,195	1,160,842
	認知症共済	72		75	
	生活障害共済	317		320	
	特定重度疾病共済	879		928	
	年金共済	4,348	125,000	4,226	110,000
	建物更生共済	9,709	126,958,459	9,509	124,883,038
合 計	42,994	236,929,894	42,352	228,743,888	

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種類	6年度		7年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	-	38,893		35,412
	8,627	665,770	8,543	743,807
がん共済	3,717	22,768	3,789	19,743
				78,760
定期医療共済	117	575	113	555
合 計		62,237		55,711
	12,461	665,770	12,445	822,567

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

2. 「医療共済」「がん共済」「合計」の上段は入院共済金額、下段は治療共済金額です。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種類	6年度		7年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	1,148	2,300,062	1,195	2,500,685
認知症共済	72	92,500	75	95,500
生活障害共済(一時金型)	202	1,299,000	202	1,290,500
生活障害共済(定期年金型)	115	126,900	118	127,300
特定重度疾病共済	879	1,099,300	928	1,122,800

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種類	6年度		7年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	3,370	1,609,130	3,236	1,543,935
年金開始後		505,172		508,079
合計	4,348	2,114,303	4,226	2,052,015

(注) 金額は年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種類	6年度			7年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	911	9,444,080	10,279	943	9,724,490	10,630
自動車共済	15,272		668,064	15,240		680,467
傷害共済	3,299	14,857,800	5,997	2,942	14,293,200	5,598
団体定期生命共済	-	-	-	-	-	-
定額定期生命共済	-	-	-	-	-	-
賠償責任共済	290		1,140	278		1,159
自賠責共済	6,620		112,932	6,844		116,650
合計	26,392		798,414	26,247		814,506

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 主要事業取扱実績

(1) 購買品取扱実績

① 受託購買品取扱実績

該当する事項はありません。

② 買取購買品取扱実績

(単位：百万円)

種 類		6 年度取扱高	7 年度取扱高	
生産 資材	肥 料	271	324	
	農 薬	269	272	
	飼 料	137	121	
	包装資材	75	83	
	園芸資材	148	97	
	畜産資材	10	14	
	自動車(軽トラ等)	-	-	
	そ の 他	105	99	
	計	1,017	1,013	
生活 物資	衣 料 品	7	5	
	耐 久 財	67	110	
	食 品	米	9	17
		食 材	124	120
		一 般 食 品	51	50
	日 用 雑 貨	51	57	
	葬 祭	344	348	
	自 動 車(軽トラ等以外)	-	-	
	石 油 類	-	-	
	計	657	711	
合 計	1,674	1,725		

(注) 取扱高については、代理人取引を含む総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	6 年度取扱高	7 年度取扱高
米	1,178	1,741
麦	8	6
豆・雑穀	8	6
野 菜	465	485
果 実	681	721
花き・花木	35	28
畜 産 物	838	917
そ の 他	188	286
合 計	3,404	4,194

(注) 米、麦、豆・雑穀の取扱高は、税込金額としています。

(3) 保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		6年度	7年度
収 益	保管料	35	35
	荷役料	1	0
	その他収益	-	0
	計 (A)	36	36
費 用	保管材料費	-	-
	保管労務費	-	-
	その他費用	16	16
	計 (B)	16	16
事業総利益 (A) - (B)		19	19

(4) 指導事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		6年度	7年度
収 入	指 導 補 助 金	7	5
	実 費 収 入	1	1
	計 (A)	9	6
支 出	営 農 改 善 費	41	32
	生 活 文 化 費	0	0
	農 政 情 報 費	-	-
	組 織 活 動 費	6	6
	計 (B)	48	39
指導事業収支差額 (A) - (B)		△39	△32

(5) 加工事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		6年度	7年度
収 益	烏山まんじゅう加工収益	0	0
	烏山みそ加工収益	1	1
	南那須加工収益	0	0
	馬頭農産加工収益	0	0
	小川加工収益	0	0
	計 (A)	3	2
費 用	烏山まんじゅう加工費用	0	0
	烏山みそ加工費用	0	0
	南那須加工費用	0	0
	馬頭農産加工費用	0	0
	小川加工費用	0	0
	計 (B)	2	1
事業総利益 (A) - (B)		1	0

(6) 利用事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		6年度	7年度
収益	共同乾燥施設収益	70	78
	選果場収益	79	85
	機械利用収益	0	0
	育苗施設収益	21	22
	農作業受委託収益	14	15
	その他利用収益	1	1
	リース事業収益	0	0
	計(A)	190	204
費用	共同乾燥施設費用	51	51
	選果場費用	71	84
	機械利用費用	0	0
	育苗施設費用	18	19
	農作業受委託費用	14	15
	その他利用費用	2	1
		計(B)	158
	事業総利益(A) - (B)	31	31

(7) 福祉事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		6年度	7年度
収益	福祉収益	0	1
	訪問介護収益	27	27
	通所介護収益	62	60
	用具貸与収益	-	-
	居宅支援収益	25	26
	福祉用具供給高	-	-
		計(A)	115
費用	福祉費用	2	2
	訪問介護費用	19	19
	通所介護費用	28	28
	用具貸与費用	-	-
	居宅支援費用	0	0
	福祉用具受入高	-	-
		計(B)	50
	事業総利益(A) - (B)	64	65

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	6年度	7年度	増 減
総資産経常利益率	0.10	0.09	△0.01
資本経常利益率	1.42	1.24	△0.18
総資産当期純利益率	0.07	0.05	△0.01
資本当期純利益率	0.92	0.73	△0.19

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率
 ＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		6年度	7年度	増 減
貯 貸 率	期 末	15.25	15.29	0.04
	期中平均	15.73	15.64	△0.09
貯 証 率	期 末	12.39	11.25	△1.14
	期中平均	13.55	13.84	0.29

- (注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	6年度	7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額	7,794	7,825
うち、出資金の額	1,156	1,135
うち、後配出資金の額	-	-
うち、非累積的永久優先出資の額	-	-
うち、優先出資申込証拠金の額	-	-
うち、資本準備金の額	0	0
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	6,665	6,709
うち、利益準備金の額	2,152	2,182
うち、積立金の額	4,234	4,270
特別積立金	803	803
目的積立金	3,430	3,467
うち、当期末処分剰余金の額	279	256
うち、外部流出予定額(△)	13	13
うち、処分未済持分の額(△)	14	5
うち、自己優先出資申込証拠金の額	-	-
うち、自己優先出資の額(△)	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	0
一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
その他コア資本基礎項目不算入額(△)	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	7,794	7,826
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4	4
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4	4
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
その他コア資本調整項目不算入額(△)	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4	4
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	7,790	7,821
リスク・アセット (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	37,378	37,615

項 目	6年度	7年度
資産(オン・バランス項目)	37,378	37,600
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係る額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)に係る額	-	-
うち、前払年金費用に係る額	-	-
うち、自己保有普通出資等に係る額	-	-
うち、意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段に係る額	-	-
うち、少数出資金融機関等の普通出資等に係る額	-	-
うち、その他金融機関等の普通出資等に係る額	-	-
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る額	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	-	-
オフ・バランス項目	-	-
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	-	-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,943	1,275
信用リスク・アセット調整額	-	-
リスク・アセットの額の合計額 (二)	40,321	38,891
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(二))	19.32%	20.11%

- (注) 1. 自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当IAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当IAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	6年度			7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額a	所要自己資 本額 b=a×4%	エクスポージ の期末残高	リスク・ アセット額a	所要自己資 本額 b=a×4%
現金	510	-	-			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,613	-	-			
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-			
国際決済銀行等向け	-	-	-			
我が国の地方公共団体向け	557	-	-			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-			
国際開発銀行向け	-	-	-			
地方公共団体金融機構向け	-	-	-			
我が国の政府関係機関向け	-	-	-			
地方三公社向け	-	-	-			
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	65,441	13,088	523			
法人等向け	4,184	1,912	76			
中小企業等向け及び個人向け	1,633	619	24			
抵当権付住宅ローン	52	18	0			
不動産取得等事業向け	-	-	-			
三月以上延滞等	32	3	0			
取立未済手形	10	2	0			
信用保証協会等保証付	11,014	1,082	43			
株式会社地域経済活性化支援機構等に よる保証付	-	-	-			
共済約款貸付	-	-	-			
出資等	397	397	15			
(うち出資等のエクスポージャー)	397	397	15			
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-			
上記以外	9,960	20,253	810			
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段 のうち対象普通出資等及びその他外部ILAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに 係るエクスポージャー)	-	-	-			
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会 の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	6,864	17,162	686			
(うち特定項目のうち調整項目に算入されな い部分に係るエクスポージャー)	69	174	6			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える 議決権を保有している他の金融機関等に係 るその他外部ILAC関連調達手段に関する エクスポージャー)	-	-	-			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決 権を保有していない他の金融機関等に係るその 他外部ILAC関連調達手段に係る5%基準額を 上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-			
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,025	2,916	116			
証券化	-	-	-			
(うちSTC要件適用分)	-	-	-			
(うち非STC適用分)	-	-	-			
再証券化	-	-	-			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	-	-	-			

(うちルックスルー方式)	-	-	-			
(うちマニデート方式)	-	-	-			
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-			
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-			
(うちフォールバック方式)	-	-	-			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-			
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-			
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	102,408	37,378	1,495			
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-			
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-			
信用リスク・アセットの額の合計額	102,408	37,378	1,495			
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b=a×4%				
	2,943	117				
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	A	b=a×4%				
	40,321	1,612				

- (注)1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接精算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
7. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当IAでは基礎的手法を採用しています。

オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

÷8%

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本 額 b=a×4%
	現金	571	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,694	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	446	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-
	地方三公社向け	-	-	-
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	66,631	13,326	533
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-
	カバード・ボンド向け	-	-	-
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	3,669	1,654	66
	(うち特定貸付債権向け)	-	-	-
	中堅中小企業等向け及び個人向け	1,583	319	12
	(うちトランザクター向け)	11	5	2
	不動産関連向け	931	177	7
	(うち自己居住用不動産等向け)	931	177	7
	(うち賃貸用不動産向け)	-	-	-
(うち事業用不動産関連向け)	-	-	-	
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-	
(うち ADC 向け)	-	-	-	
劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-	
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	30	3	0	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	
取立未済手形	15	3	0	
信用保証協会等による保証付	10,955	1,077	43	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	
株式等	397	397	15	
共済約款貸付	-	-	-	
上記以外	9,496	20,655	826	
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	7,368	18,422	736	
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	70	175	7	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-	
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,057	2,057	82	
証券化	-	-	-	
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	
(短期STC要件適用分)	-	-	-	
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	
再証券化	-	-	-	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	
(うちレックスルー方式)	-	-	-	
(うちマンドート方式)	-	-	-	
(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-	
(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-	
(うちフォールバック方式)	-	-	-	

他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を運用するエクスポージャー計	103,424	37,615	1,504
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	-	-	-
中央清算期間関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	103,424	37,615	1,504
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額<簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額A	所要自己資本額 b=a×4%	
	-	-	-
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額A	所要自己資本額 b=a×4%	
	1,275	51	
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計A	所要自己資本額 b=a×4%	
	38,891	1,555	

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(百万円)

	7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,275
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	51
BI	850
BIC	102

- (注)1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引(その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	6年度				7年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー	
法人	農業	63	63	-	-	83	83	0	
	林業	-	-	-	-	0	0	0	
	水産業	-	-	-	-	0	0	0	
	製造業	299	-	299	-	299	0	299	
	鉱業	-	-	-	-	0	0	0	
	建設・不動産業	300	-	300	-	200	0	200	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,403	-	1,403	-	1,203	0	1,203	
	運輸・通信業	996	-	996	-	897	0	897	
	金融・保険業	73,398	-	901	-	74,896	503	701	
	卸売・小売・飲食サービス業	485	-	267	-	585	0	368	
	日本国政府・地方公共団体	9,099	479	8,613	-	9,085	384	8,694	
上記以外	90	90	-	-	65	65	0		
個人	13,588	13,588	-	32	13,406	13,406		30	
その他	2,681	-	-	-	2,699				
業種別残高計	102,408	14,222	12,783	32	103,424	14,443	12,364	30	
1年以下	66,202	451	301	-	67,264	425	200		
1年超3年以下	1,560	647	912	-	1,448	636	811		
3年超5年以下	1,891	968	922	-	2,443	735	1,708		
5年超7年以下	2,336	539	1,796	-	1,226	630	596		
7年超10年以下	2,728	945	1,782	-	4,545	1,359	3,185		
10年超	17,375	10,308	7,066	-	16,231	10,370	5,861		
期限の定めのないもの	10,315	360	-	-	10,263	285	0		
残存期間別残高計	102,408	14,222	12,783	-	103,424	14,443	12,364		

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、信用リスクに関するエクスポージャーは国内のみとなります。
 2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲で利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
 6. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

② 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区分	6年度				7年度					
	期首残高	期中増額	期中減額		期末残高	期首残高	期中増額	期中減額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0
個別貸倒引当金	40	26	0	40	26	26	24		26	24

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高及び期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区分	6年度					7年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	40	26	0	40	26	25	24	0	25
業種別計	40	26	0	40	26	25	24	0	25	24

(注)個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

当JA では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

[7年度]

(単位:百万円)

項目	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	571		571		0	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	8,694		8,694		0	
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	446		446		0	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	446		446		0	
国際開発銀行向け	0~150						
地方公共団体金融機構向け	10~20						
我が国の政府関係機関向け	10~20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	66,631				13,326	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20~150						
カバード・ボンド向け	10~100						
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	3,669				1,654	45
(うち特定貸付債権向け)	20~150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	1,558	247	1,382	24	319	23
(うちトランザクター向け)	45		119		11	5	45
不動産関連向け	20~150	931		839		177	21
(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	931		839		177	21
(うち賃貸用不動産向け)	30~150						
(うち事業用不動産関連向け)	70~150						
(うちその他不動産関連向け)	60						
(うちADC 向け)	100~150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~150	6		6		3	60

自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100							
取立未済手形	20	15		15		3	20	
信用保証協会等による保証付	0～10	10,955		10,771		1,077	10	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10							
株式等	250～400	397		397		397	100	
共済約款貸付	0	0		0		0		
上記以外	100～1250	9,496	0	9,496	0	20,655	218	
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250							
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400							
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	7,368		7,368		18,422	250	
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	70		70		175	250	
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250							
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150							
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	2,057	0	2,057	0	2,057	100	
証券化	—							
（うちSTC要件適用分）	—							
（短期STC要件適用分）	—							
（うち不良債権証券化適用分）	—							
（うち STC・不良債権証券化適用対象外分）	—							
再証券化	—							
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—							
未決済取引	—							
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—							
合計(信用リスク・アセットの額)	—					37,615		

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度については、記載しておりません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[7年度]

(単位:百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)									
	0%	20%		50%		100%	150%	その他	合計	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,694									8,694
外国の中央政府及び中央銀行向け										
国際決済銀行等向け										
	0%	10%	20%	50%		100%	150%	その他	合計	
我が国の地方公共団体向け	446									446
外国の中央政府等以外の公共部門向け										
地方公共団体金融機関向け										
我が国の政府関係機関向け										
地方三公社向け										
	0%	20%	30%	50%		100%	150%	その他	合計	
国際開発銀行向け										
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	
金融機関 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	66,630	1								66,631
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）										
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け										
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	601	3,068								3,669

(うち特定貸付(債権向け))													
	100%	150%	250%	400%	その他			合計					
劣後債権及びその他資本性証券等													
株式等			397									397	
	45%	75%	100%	その他			合計						
中堅中小企業等向け及び個人向け	11	104	0	1,290			1,407						
(うちトランザクター向け)	11											11	
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	50%	62.5%	70%	75%	その他	合計
不動産期間向けのうち自己居住用不動産等向け	312			0							18	508	839
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産期間向けのうち貸貸用不動産向け													
	70%	90%	110%	112.5%	150%	その他			合計				
不動産期間向けのうち事業用不動産期間向け													
	60%			その他			合計						
不動産期間向けのうちその他不動産期間向け													
	100%		150%		その他			合計					
不動産期間向けのうちADC向け													
	50%	100%	150%	その他			合計						
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	5	1										6	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞													
	0%	10%	20%	100%	その他			合計					
現金	571											571	
取立未済手形				15								15	
信用保証協会等による保証付		10,769								2		10,771	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付													
共済約款貸付													

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度については、記載しておりません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位:百万円)

	6年度			7年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	-	10,292	10,292		
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-		
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-		
	リスク・ウェイト 10%	-	10,824	10,824		
	リスク・ウェイト 20%	600	66,134	66,735		
	リスク・ウェイト 35%	-	51	51		
	リスク・ウェイト 50%	3,568	32	3,601		
	リスク・ウェイト 75%	-	648	648		
	リスク・ウェイト 100%	-	3,320	3,320		
	リスク・ウェイト 150%	-	-	-		
	リスク・ウェイト 250%	-	6,934	6,934		
その他	-	-	-			
リスク・ウェイト 1250%を適用する残高	-	-	-			
計	4,169	98,239	102,408			

- (注)1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. リスク・ウェイト 1250%を適用する残高には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	7年度		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー			
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	90			89
40%～70%	3	0	10%	3
75%	0	0	10%	0
80%		0	10%	0
85%				
90%～100%	0			0
105%～130%				
150%	0			0
250%	0			0
400%				
1250%				
その他	0	0	10%	0
合計	93	0	10%	93

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当IAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当IAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期付付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	6年度		7年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	7	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	82	668	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	50	14	-	-
合 計	140	682	-	-

- (注)1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%以上になったエクスポージャーのことであり、
 3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・固定資産等が含まれます。

(単位:百万円)

	7年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	0	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	129	1,154	0
自己居住用不動産等向け	3	816	0
賃貸用不動産向け	0	0	0
事業用不動産関連向け	0	0	0
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	0	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	0	0
証券化	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0
上記以外	0	0	0
合計	133	1,971	0

- (注)1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

◇当IAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入しております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手順の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、従業員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当IAでは、「オペレーショナル・リスク」を、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについては、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク管理委員会等に報告する体制を整備し、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

◇BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)
該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手順の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当IAにおいては、①その他有価証券、②系統出資および系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャー又は株式等の評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位:百万円)

	6年度		7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	7,262	7,262	7,262	7,262
合計	7,262	7,262	7,262	7,262

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

6年度		7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
29	1,241	16	1,751

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

11. リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	6年度	7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金利の変化により保有する資産・負債の損益又は経済的価値が変動するリスクのことで

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかわる事項を「余裕金運用等にかかわるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

・当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかわる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーピングの3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.24年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用していません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
		Δ EVE		Δ NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	702	513	70	88
2	下方パラレルシフト	-	-	-	-
3	スティープ化	766	581	-	-
4	フラット化	-	-	-	-
5	短期金利上昇	-	-	-	-
6	短期金利低下	127	87	-	-
7	最大値	766	581	70	88
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	7,790		7,821	

- ・「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

【役職員の報酬等】

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の支払総額及び支払方法について

令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、報酬は所定日に指定口座への振り込みにより支払っています。

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度額
理 事	41,379	41,947
監 事	11,215	11,382
合 計	52,594	53,329

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支払う報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって決定しています。

2. 職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、該当する者はいません。

(注) 1. 職員等には、期中に退職した者も含めております。

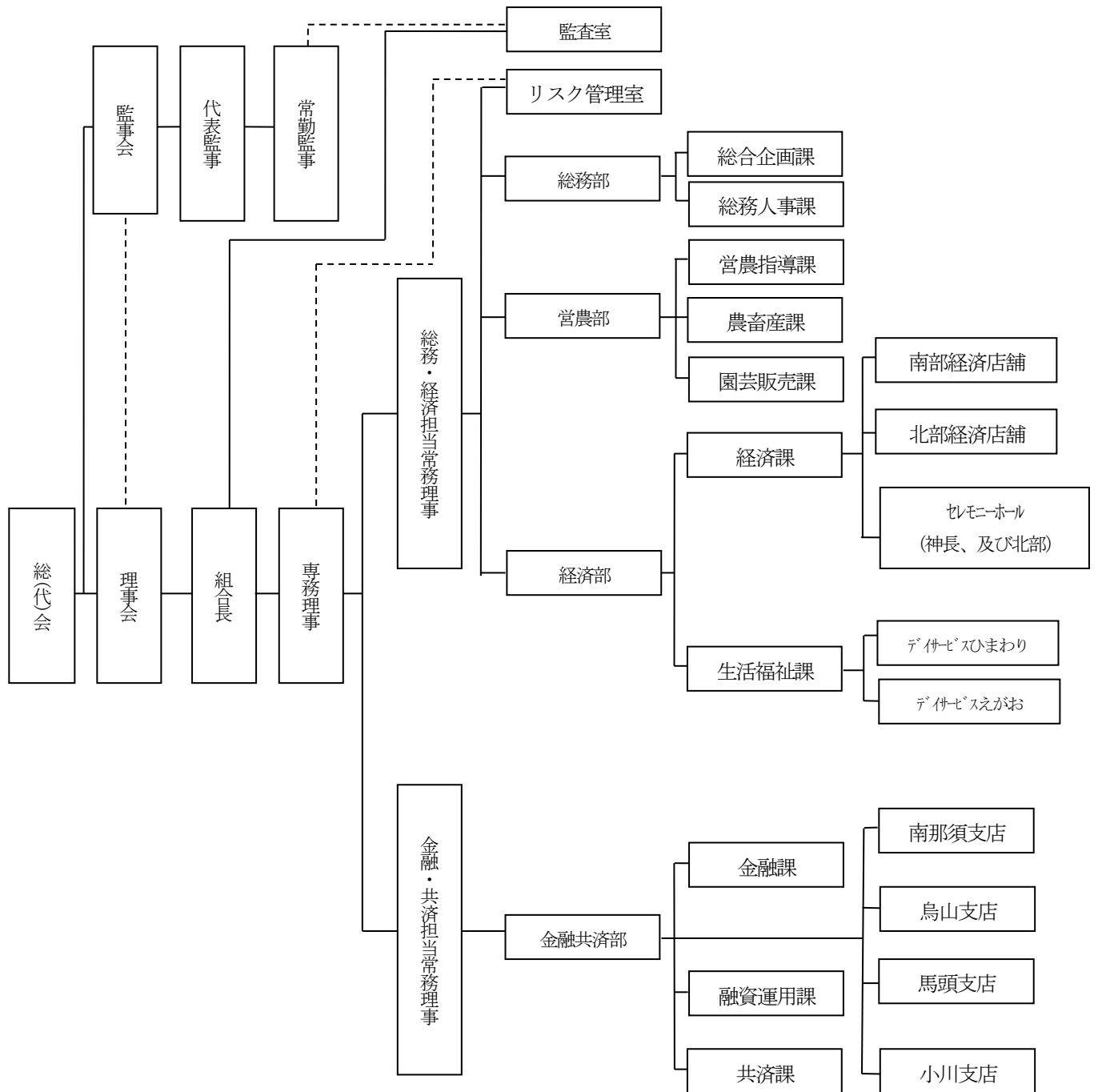
2. 「同等額」は、令和7年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

3. その他

当JAの対象役員及び職員の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。

【 J A の概要】

1. 機構図 (令和8年6月現在)



2. 役員構成（役員一覧）

（令和8年6月現在）

区分			氏名	備考	区分			氏名	備考
役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無			役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無		
組合長	常勤	有	中山 正樹	実践的能力者	理事	非常勤	無	山本 亮	認定農業者
専務理事	常勤	有	荒井 一浩	実践的能力者	〃	〃	〃	岡 英一	実践的能力者
常務理事	常勤	無	屋代 俊一	学識経験者	〃	〃	〃	穴山 喜一郎	認定農業者
常務理事	常勤	〃	高橋 信一	学識経験者	〃	〃	〃	平野 功	実践的能力者
理事	非常勤	〃	堀江 隆	実践的能力者	〃	〃	〃	大橋 廣子	女性理事
〃	〃	〃	山口 昌樹	認定農業者	〃	〃	〃	郡司 みどり	女性理事
〃	〃	〃	小堀 正行	認定農業者					
〃	〃	〃	平塚 洋一	実践的能力者	監事	非常勤	-	星 敦夫	代表監事
〃	〃	〃	久郷 利夫	実践的能力者	〃	常勤	-	大森 生也	常勤監事
〃	〃	〃	大橋 一豊	実践的能力者	〃	非常勤	-	永山 登	
〃	〃	〃	堀江 功一	実践的能力者	〃	〃	-	田代 喜好	
〃	〃	〃	大野 悟	認定農業者	〃	〃	-	國井 博	
〃	〃	〃	深澤 壽	実践的能力者	〃	〃	-	五十畑 雄治	員外監事

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和8年6月現在） 所在地 東京都港区芝

4. 組合員数

（単位：人、団体）

区 分	6年度	7年度	増 減
正組合員	7,629	7,430	△199
個人	7,605	7,406	△199
法人	24	24	0
准組合員	4,591	4,615	24
個人	4,468	4,497	29
法人	123	118	△5
合 計	12,220	12,045	△175

5. 組合員組織の状況

(単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
馬頭トマト部会	6	果樹部会	25
ねぎ部会	22	那須南地域露地野菜研究会	22
中山かぼちゃ部会	8	水稻請負部会	22
みなみちゃん南瓜部会	20	種子大豆生産部会	6
にら部会	11	南那須地区農産物受検組合	431
なす部会	16	烏山地区農産物受検組合	227
ふき・みょうが部会	20	馬頭地区農産物受検組合	261
春菊・きゅうり部会	44	小川地区農産物受検組合	208
里芋部会	33	米麦採種組合	51
きのこ部会	12	馬頭農作業受託部会	17
小川菌床きのこ部会	4	和牛部会	37
梨部会	37	養蚕部会	2
那須南ぶどう生産組合	6	青壮年部	51
那須南りんご生産組合	3	女性会（南那須）	70
いちご部会	31	〃（烏山）	97
花卉部会	8	〃（馬頭）	133
洋野菜部会	18	〃（小川）	61
そ菜採種部会	4	年金友の会	7,234
青空市協議会	55	共済プラザ	659
ばとう直販会	31		

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません。

7. 共済代理店の状況

(令和8年6月現在)

名称(商号)又は氏名	代理業を営む営業者 又は事業所の所在地	名称(商号)又は氏名	代理業を営む営業者 又は事業所の所在地
(有)森川自動車	那須烏山市志鳥 2323	(有)高野自動車整備工場	那珂川町馬頭 1746-1
永井自動車工業	那須烏山市藤田 607	川和自動車商会	那珂川町馬頭 451
(有)佐藤モータース	那須烏山市南大和久 1096-2	(有)立花自動車工業	那珂川町北向田 229
相吉沢重機(株)	那須烏山市三箇 46	(有)深沢自動車工業	那珂川町馬頭 2083-5
佐藤自動車整備工場	那須烏山市高瀬 32-1	小高自動車整備工場	那珂川町和見 2035
(有)榮自動車サービス	那須烏山市福岡 653-6	(有)斎藤自動車	那珂川町健武 1525-1
(有)オートサービス・リキ	那須烏山市曲畑 252-2	飯村輪業	那珂川町馬頭 408
渡辺オートサービス	那須烏山市曲畑 460	B・F L A T	那珂川町健武 1014-4
(株)塩那自動車販売	那須烏山市田野倉 817-12	ジョイフィールド	那珂川町矢又 2168-1
Y's Auto	那須烏山市曲畑 242-12	ウスイオートサービス	那珂川町健武 2441
鈴木自動車钣金塗装	那須烏山市八ヶ代 795	田代モータース	那珂川町大山田下郷 548-1
小鍋自動車	那須烏山市月次 710	(有)長谷川オート	那珂川町小川 2884-1
小口自動車	那須烏山市志鳥 2623-13	(有)泉自動車工業	那珂川町谷田 266
(有)高橋自動車整備工場	那須烏山市旭 1-2-6	(有)丸井	那珂川町小川 44
(有)藤忠自動車整備工場	那須烏山市向田 336	栄進自動車	那珂川町芳井 531-6
(株)カスヤモータース	那須烏山市野上 1192-3	(有)スヴォラーリ	那珂川町三輪 504-1
蓮見自動車商会	那須烏山市神長 828	クロスロード	那珂川町小川 747-8
(有)檜山製作所自動車部	那須烏山市野上 1167-3	大武輪業	那珂川町小川 716-1
烏山ホンダモーター販売(有)	那須烏山市金井 1-8-29	(株)佐原自動車整備工場	那珂川町小川 3291-4
石川自動車整備工場	那須烏山市上境 264	米屋自動車	那珂川町小川 559
(有)野川商会	那須烏山市大桶 751		
(株)イズミ興社	那須烏山市谷浅見 1013-1		
(株)石井自動車	那須烏山市下境 2258-1		
コムロモータース	那須烏山市上境 1185-1		
ステルスファクトリー	那須烏山市谷浅見 1013-1		
有限会社 塩沢商事	那須烏山市神長 572-1		

8. 沿革・あゆみ

現在のJAは、昭和22年に施行された農業協同組合法により、「農民の協同組織の発展を促進し、以て農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期する（同法第1条）。」ことを目的に農民の自発的な意志により設立されたものです。

農業協同組合法の施行によって、昭和23年当時、現在のJAなす南管内には12の農業協同組合が設立されましたが、社会・経済情勢のめまぐるしい変化の中で、環境変化に即応し、組合員・地域の皆さまの多様なニーズに応える体制整備と事業機能の強化をはかるため、いくたびかの合併により、組織・経営基盤の拡大を図って参りました。

そして、平成11年3月に南那須管内の3JA（那須南・ぼとう・那須小川町）が合併し新たに「JAなす南」を設立し、那須烏山市・那珂川町を区域とした広域合併JAとなりました。

平成19年11月26日には、事業体制再編で支所・出張所の統廃合を行い7支店に集約し、本店を那珂川町に移しました。

また、令和7年8月31日の金融支店再編整備により、南那須支店、烏山支店、馬頭支店、小川支店の4支店体制に移行し、現在に至っております。

【JA合併の沿革】

	那 須 烏 山 市	那 珂 川 町
昭和23年	(昭和22年12月施行の農業協同組合法に基づき、翌23年、各地で農業協同組合を設立)	
昭和32年	下 南 向 烏 江 那 田 山 川 須 ※1 境 七合 荒 向田	馬 武 大 大 小 頭 茂 内 山 砂
昭和40年		小川町農業協同組合
平成元年	※4 南那須町農業協同組合	※3 馬頭町農業協同組合
平成8年		昭和57年名称を 那須小川町農業協 同組合に変更
平成11年	※5 那須南農業協同組合	
	※6 那 須 南 農 業 協 同 組 合 (JAなす南)	

※1 昭和32年7月：向田・烏山の2農業協同組合が合併

※2 昭和40年9月：向田・境・七合の3農業協同組合が合併

※3 昭和40年12月：馬頭・武茂・大内・大山田・小砂の5農業協同組合が合併

※4 平成元年9月：下江川・南那須荒川の2農業協同組合が合併

※5 平成8年3月：南那須町・烏山町の2農業協同組合が合併

※6 平成11年3月：那須南・馬頭町・那須小川町の3農業協同組合が合併

9. 店舗等のご案内

(令和8年6月現在)

店舗及び事務所名	住 所	電話番号	ATM設置台数
本 店	〒324-0513 那珂川町白久 10	0287-96-6150 (代表電話)	-
本 店 A T M (旧 中 央 支 店)	〒324-0513 那珂川町白久 7-1	-	1 台
南 那 須 支 店	〒321-0526 那須烏山市田野倉 122-1	0287-88-7121	2 台
烏 山 支 店	〒321-0626 那須烏山市初音 7-5	0287-83-2111	2 台
馬 頭 支 店	〒324-0613 那珂川町馬頭 142-6	0287-92-2711	2 台
大 内 A T M (旧 大 内 経 済 店 舗)	〒324-0605 那珂川町大内 2536	0287-92-2711	1 台
小 川 支 店	〒324-0501 那珂川町小川 2608	0287-96-2131	2 台
南 部 経 済 店 舗	〒321-0502 那須烏山市熊田 269	0287-88-2522	-
北 部 経 済 店 舗	〒324-0613 那珂川町馬頭 2308	0287-92-2712	-
デイサービスセンターひまわり	〒321-0502 那須烏山市熊田 268-2	0287-88-2251	-
デイサービスセンターえがお	〒324-0602 那珂川町大山田下郷 1275-1	0287-93-6050	-
セレモニーホール (こすもす)	〒321-0632 那須烏山市神長 578	0287-84-3821	-
北 部 セ レ モ ニ ー ホ ー ル	〒324-0618 那珂川町小口 181-2	0287-92-8855	-